

平成26年2月定例会 文教厚生委員会（付託）

平成26年3月4日（火）

〔委員会の概要 教育委員会関係〕

中山委員長

ただいまから、文教厚生委員会を開会いたします。（10時34分）

直ちに、議事に入ります。

これより、教育委員会関係の審査を行います。

教育委員会関係の付託議案については、さきの委員会において説明を聴取したところですが、この際、追加提出議案について理事者側から説明を願うとともに、報告事項があればこれを受けることにいたします。

【追加提出議案】（資料①）

- 議案第80号 平成25年度徳島県一般会計補正予算（第6号）
- 議案第95号 平成25年度徳島県奨学金貸付金特別会計補正予算（第1号）

【報告事項】

- 鳴門渦潮高校「スポーツ科学科」の拡充（案）について（資料②）
- 徳島県いじめの防止等のための基本的な方針（案）について（資料③）
- 県指定有形文化財（建造物）の指定について（資料④）

佐野教育長

教育委員会から提出いたしております追加提出議案につきまして、御説明申し上げます。

今回、御審議いただきます案件は、平成25年度一般会計・特別会計補正予算案についてでございます。

それでは、お手元の文教厚生委員会説明資料（その3）の1ページをお開きください。歳入歳出予算の総括表でございます。

教育委員会全体の一般会計補正予算額といたしまして、表の最下段の計欄に記載のとおり、30億6,647万7,000円の減額をお願いいたしております。

この結果、平成25年度一般会計の予算総額は、781億7,634万9,000円となっております。

なお、各課別の補正額及び財源内訳につきましては、表に記載のとおりでございます。2ページをお開きください。

特別会計でございますが、学校政策課所管の奨学金貸付金特別会計におきまして、高校生等に対する奨学金の貸与見込額の決定等に伴いまして、9,976万9,000円の減額補正をお願いいたしております。

続きまして、3ページを御覧ください。

課別主要事項でございますが、その主なものにつきまして、順次御説明を申し上げます。

まず、教育総務課でございますが、全日制高等学校管理費におきまして、全日制高等学校の管理運営に要する経費の所要見込額が増加したことなどにより、総額で7,496万7,000円の増額補正をお願いいたしております。

4ページをお開きください。

施設整備課でございますが、県立高校の学校建設費におきまして、耐震改修工事等の入札執行残などにより、総額で1億3,709万8,000円の減額補正をお願いいたしております。

5ページを御覧ください。

教育戦略課でございます。学校建設費の①高校施設整備事業費におきまして、4月の開校に向けた、つるぎ高校施設設備整備事業の入札執行残などにより、総額で299万3,000円の減額補正をお願いいたしております。

6ページをお開きください。

教職員課でございますが、事務局、小中高等学校、特別支援学校の教職員給与費及び旅費の所要見込額が決定したことなどに伴い、総額で25億2,846万円の減額補正をお願いいたしております。

7ページを御覧ください。

福利厚生課でございますが、教職員人事費の①退職手当におきまして、所要見込額が決定したことなどに伴い、総額で2億4,654万8,000円の減額補正をお願いいたしております。

8ページをお開きください。

学校政策課でございますが、事務局費の①管理運営費におきまして、奨学金の貸与見込額の決定に伴う奨学金貸付金特別会計への繰出金の減額、教育指導費の②学校教育振興費におきまして、各種事業の所要見込額が決定したことなどに伴い、総額で8,703万6,000円の減額補正をお願いいたしております。

9ページを御覧ください。

奨学金貸付金特別会計の①奨学金貸付金におきまして、所要見込額が決定したことなどに伴い、総額で9,976万9,000円の減額補正をお願いいたしております。

11ページをお開きください。

人権教育課でございますが、教育指導費の③国庫返納金におきまして、所要見込額が決定したことなどに伴い、総額で123万円の増額補正をお願いいたしております。

12ページをお開きください。

体育学校安全課でございますが、保健体育総務費の③学校安全管理指導費におきまして、学校管理下における事故等に対する災害給付金の所要見込額が決定したことなどに伴い、総額で2,699万6,000円の減額補正をお願いいたしております。

13ページを御覧ください。

生涯学習政策課でございますが、社会教育総務費の④青少年教育費におきまして、放課後子ども教室推進事業など各事業の所要見込額が決定したことなどに伴い、総額で349万1,000円の減額補正をお願いいたしております。

14ページをお開きください。

教育文化政策課でございますが、文化及び文化財費の③埋蔵文化財総合センター管理運営費におきまして、国等からの埋蔵文化財発掘調査受託事業の額が決定したことなどに伴い、総額で1億2,793万5,000円の減額補正をお願いいたしております。

続きまして、15ページを御覧ください。

最後になりますが、文化の森振興本部でございますが、文化の森総合公園文化施設費の⑤21世紀館運営費におきまして、施設全体の一般管理経費の所要見込額が増加したことなどにより、総額で1,792万7,000円の増額補正をお願いいたしております。

16ページをお開きください。

繰越明許費でございます。

一般会計の追加分でございますが、施設整備課について、産業教育設備整備事業費では鳴門渦潮高校の産業教育備品の整備におきまして、高校施設整備事業費では小松島西高校ほか5校の大規模耐震改修工事などにおきまして、特別支援学校施設整備事業費では盲学校・聾学校の移転、改築工事などにおきまして、繰越予定額総額で12億6,750万円をお願いするものでございます。

また、教育戦略課について、高校施設整備事業費ではつるぎ高校の部室整備におきまして繰越予定額3,268万1,000円を、文化の森振興本部について、21世紀館運営費で文書館外壁補修工事におきまして繰越予定額1,337万3,000円をお願いするものでございます。

以上、簡単でございますが、提出案件の御説明を終わらせていただきます。

続きまして、3点御報告をさせていただきます。

1点目は、鳴門渦潮高校「スポーツ科学科」の拡充（案）についてでございます。

お手元の資料1を御覧ください。

東京オリンピック・パラリンピックの2020年開催決定、徳島ヴォルティスのJ1昇格など、県内外においてスポーツへの関心が高まる中、オリンピック等で活躍できるアスリートの育成に向け、鳴門渦潮高校スポーツ科学科の拡充を図りたいと考えております。

2にあるとおり、現在、陸上競技をはじめ5種目を専攻実技種目に指定して、入試、授業、部活動の3つを連動させ、トップアスリートや将来の指導者の育成に取り組んでおります。

このスポーツ科学科につきまして、3にあるとおり、募集定員を40名から20名増員し60名とし、専攻実技種目について、ウエイトリフティング、ラグビー、剣道を新たに追加したいと考えております。

今後の進め方でございますが、平成26年度より生徒募集を開始し、平成27年度入学生から新体制で教育活動を展開する予定でございます。

2点目は、徳島県いじめの防止等のための基本的な方針（案）についてでございます。

事前委員会におきまして、徳島県いじめの防止等のための基本的な方針骨子について御報告させていただきましたが、その後、議会での御論議やパブリックコメントで寄せられた御提言、健全な成長をめざす生徒指導の在り方検討委員会での御審議などを踏まえ、このたび徳島県いじめの防止等のための基本的な方針（案）を取りまとめました。

お手元の資料2の1ページを御覧ください。

基本的な構成につきましては、骨子同様となっております、まず、はじめにとして、基本方針策定の趣旨について、次に、いじめ防止対策推進法での定義をもとに、いじめの定義についての説明を3ページの上段まで記載しております。

続いて、基本理念として、いじめ問題の克服を目指すことなど3点を記載しております。

以下5ページ上段まで、基本的な考え方として、いじめの防止や早期発見、対処、地域や家庭、関係機関との連携について、いじめ防止等にどう取り組むか具体的に記載しております。

また、中段以降には、県が実施する施策に関し、この基本方針の策定や附属機関の設置、6ページ、7ページには、徳島版予防教育やインターネットいじめへの対処、スクールカウンセラーの配置、コンビニエンスストアと連携した見守り活動など、具体的な取組について記載しております。

7ページ下段以降8ページ中段のいじめを絶対に許さない雰囲気づくりや、9ページ中段の相談体制の整備など、学校が実施する施策について10ページ中段まで記載しております。

続いて、重大事態への対処として、今議会に提出させていただいております、いじめ防止対策推進法施行条例案に規定する附属機関等の設置、運営等について11ページまで記載しております。

最後に、12ページには、留意事項という形で、3年を目途に見直しを検討することなどを記載しております。

今後は、県議会で御論議をいただきながら3月中に策定し、速やかに周知を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

3点目は、県指定有形文化財（建造物）の指定についてでございます。

お手元の資料3を御覧ください。

徳善家住宅につきましては、昨年12月13日、県文化財保護審議会から県指定にふさわしいとの答申が提出され、本年2月7日の定例教育委員会で指定が認められました。

徳善家は江戸時代、東西の祖谷山を統治した名主の一つで、山城から祖谷に入る街道の入り口に所在し、屋敷地は尾根全体を使って形成しております。

主屋は桁行10間半、梁間5間半の大規模な木造入母屋造茅葺でございますが、現在は鉄板で覆われております。

建築年代は、祈祷札から慶応2年（1866年）と判明いたしました。

徳善家住宅は主屋のほか、伏墓群、石垣等が一体となって、祖谷の上層農家の姿を良好に伝えており、貴重な建造物と考えております。

本物件の指定によりまして、県指定有形文化財の建造物は16件、県指定文化財の総計は336件となりました。

県教育委員会といたしましては、今後とも文化財の適切な保存、活用に努めてまいりたいと考えております。

以上で、報告を終わらせていただきます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

中山委員長

以上で、説明等は終わりました。

それでは、これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

樫本委員

おはようございます。最後の委員会でございます。まとめの質問をしまいたいと思っております。

まず第1点目でございますが、今、教育長から鳴門渦潮高校のスポーツ科学科の充実についての報告を頂戴いたしました。これにつきましては、昨年の6月定例会の付託委員会の中で私のほうから、鳴門渦潮高校スポーツ科学科の充実についてということで質問いたしました。

そのときは冷たいお答えでございました。開設まだ2年目でございます。この40名の募集定員の中で、陸上、野球、バスケットボール、サッカー、柔道と、これらの成果を見極めて、そしてそれ以外のスポーツも、充実しないとは言わなかったんですが、まだまだ先のことのような話でございましたけれども、その後の議会での討論、いろいろ勉強会であったり意見交換会の場、スポーツ議連なんかの勉強会も踏まえて、充実をするという方向にかじを取られたわけでございます。

そして今般、ウェイトリフティング男女6名、ラグビー7名、剣道7名と、20名の増員をしていただいて、本県のスポーツ科学科として充実の方向に進むということでございました。これは私たちにとって大変うれしいニュースでございまして、スポーツ議連の皆さんも大変喜んでおりますし、またこの3種目を真剣にやっておられる生徒、家庭、そしてまた指導者にとっても大変朗報でございます。心から御礼を申し上げたいと思います。どうぞしっかりといい成果が出るように指導員の確保もしっかりとさせていただいて、頑張っていただけのように心からエールを送りたいと思います。よろしく申し上げます。

さて、次でございますが、徳島県議会におきましても教育を考える議員連盟ということで、竹内会長の提案、強い指導力の下に多くの議員の参加を得て、この議連ができたわけでございます。その第1回目の勉強会として、徳島大学の宮准教授による道徳教育に関する勉強会を2月25日に開きました。教育長さんをはじめ教育委員会からも多くの皆さんに御出席をいただいて一緒に聞いていただけたわけでございますが、これは今、社会の中で本当に求められておる教育の1つとして、大変重要な位置を占めておると私は思っております。

その宮先生の講演の中でのお話を聞かせていただいておりますと、1年間に35時間の道徳の教育時間が設けられるそうでございますが、この35時間というのは、今の厳しいカリキュラムの中で、どのようにこれを実践していくのかというのは大変難しい問題だろうと思うんです。学校現場にはいろんな課題がたくさんあって、学力の向上であったり、体力の向上であったり、社会学習の向上であったり、いろんなところにテーマがございます。

その大変忙しい時間の中で、この道徳教育を充実していくということは大変厳しいと思いますが、この35時間をどのように確保するのか、お聞かせいただきたいと思います。

西浦総合教育センター所長

ただいま樫本委員より、道徳の年間35時間の授業時数をどういうふうに入れていくのかという御質問でございました。

小学校と中学校につきましては、学校教育法施行規則におきまして、道徳の時間というのを年間35時間の授業時数で設定するということになっております。県内の各小学校、中学校におきましては、週1時間、道徳の時間を設けまして、副読本でございましてとか視聴覚の教材、あるいは地域の教材などを活用し、そして道徳の内容、大きくは4つの視点に分けられるわけですけれども、その内容に基づき年間の指導計画を作成し、その計画に基づきまして1年間計画的に道徳の時間の授業を実施しておるところでございます。

また、それに関連させて、各教科の指導あるいは学校行事、体験活動などにおきましても道徳性を養う行事等を行いまして、学校教育全体を通じて道徳教育の充実に各学校で取り組んでいるところでございます。

樫本委員

大体分かりましたけども、そうしますと、全体の時間っていうのは増えないわけなんで、その中に道徳教育を入れていくと、どこかにマイナスが出てくるところができると思うんですが、そのしわ寄せっていいですか、そこはどういうふうに補充される予定ですか。

西浦総合教育センター所長

小学校、中学校につきましては、1週間の授業の時間割の中に道徳の時間というのを決めて入れておりますので、週によってそれをなくするとか、場合によってはほかのものにというようなことはせずに、時間割の中で道徳の時間を位置付けて実施するという形になっておるところでございます。

樫本委員

既に位置付けられた時間内で充実をしていくと、こういうふうに理解してよろしいんですね。

そうしたら、その道徳教育を充実するに当たっての教員のスキルアップについてのプログラムというのは、どういうふうになっておるんでしょうか。

西浦総合教育センター所長

道徳教育の充実に関する教員のスキルアップにつきまして御質問をいただいたところでございます。

私ども、小中学校を中心に道徳教育を充実させるために、総合教育センターにおきまして研修を実施しておるところでございますけれども、道徳教育推進の中心となる小中学校

の道徳教育推進教師を集めました道徳教育推進教師研修会を開催いたしまして、指導体制の整備ですとか、各校の道徳教育の全体計画や年間指導計画の見直しですとか、道徳の時間の充実等につきまして研修を進めておるところでございます。また道徳教育推進教師以外の教員につきまして、心に響く道徳授業づくり講座とか実施いたしまして、授業の充実に取り組んでおるところでございます。また高等学校におきましても、道徳教育の担当者研修会を開催しまして、ホームルーム活動の時間の実践等についての研修を行っているところでございます。

樫本委員

総合教育センターで推進教師の研修をして、それから学校現場で広げていくというストーリーですかね。しっかりと研修をしていただいて、研修に参加されていない先生方にも道徳教育推進教師のスキルアップがしっかりと広がるようにやっていただきたいと、こんなふうに思っております。

それから、その大宮先生の話の中で、小中学校の学校現場の先生にアンケートをとられたようなんですが、小学校で66.2%、中学校で74.8%の方が、道徳の時間が十分行われていないと教員は思っていると。その理由として何が上げられるのかというと、やっぱり忙しすぎる、時間がない、多忙であると、こういうことを上げられていらっしゃるんです。

その忙しい中、さらに道徳の充実に向けて、これは是非必要なことでやっていただくわけで、期待しているんですけども、今回の道徳教育の充実がしっかりしたものとなり、また、その教育効果が学校現場で、そしてまた家庭で、地域で、十分な効果が得られるということになるためには、どうしても先生方だけではどないもならん問題です。一番小さな生活の集合体である家庭、保護者が最も大切なんです。その保護者の協力をどういうふうにして得ていくのか、保護者との連携が大変必要だと思います。

学校現場というのは、大体いつも受け身になっておると私は思います。保護者から見てね。保護者のほうが攻撃的です。教育現場は受け身になっておる。保護者側から投げられたボールをもうちょっと教育現場の皆さんは保護者に返していただきたいと、私は思っているんです。そうしないと余りにも忙しすぎる。それで悩んでいる先生方がたくさんいらっしゃる。こういった悩みを解消するためにも、保護者側の責任をもっと積極的に学校現場から発してほしい。どうでしょうか。

西浦総合教育センター所長

道徳教育を進める上で、効果を上げるためには学校の実践と併せて保護者の理解を得ることが大事であるという御意見をいただきました。

そのことにつきましては、私どもも学校における道徳教育が成果を上げていくためには地域や家庭との連携を進めることが大切であると、また課題であるというふうに考えております。そのためには、保護者に道徳の時間の授業を積極的に参観していただいたり、あるいは保護者向けに道徳教育に関する講演会等を開催するとか、あるいは道徳教育に関係する資料を作成して配付するというような、いろいろな取組をより一層進めることが必要

であるというふうに考えているところでございます。

そのために、平成26年度の文部科学省の事業を活用いたしまして、保護者向けの理解促進のためのパンフレットの作成、そして保護者、地域住民を対象とした講演会の実施支援に取り組む予定でございます。保護者理解促進のためのパンフレットにつきましては、県内の全ての小学校、中学校の児童生徒数のパンフレットを各学校に配付いたしまして、それぞれの学校のPTA総会でございますとか道德教育に関する講演会、あるいは学級懇談、個人懇談のような機会に活用していただいて、学校における道德教育についての理解を促進していきたいと考えておるところでございます。

また講演会につきましては、より多くの学校で実施されるように支援をしていきたいと考えておりまして、道德教育に見識の深い教職員OBでございますとか郷土の偉人についての見識の深い学芸員、そのほか人間の生き方に見識のある方の派遣などにつきまして、あるいは選定に係る相談等について、実施の支援を教育委員会としても行っていきたいと考えておるところでございます。

樫本委員

道德教育の効果を引き出すためにパンフレットをつくったり、講演会を開いたり、相談を受けたり、積極的にやってみますと、こういうふうなお答えだと思うんですが、道德教育に非常に熱心な保護者もいらっしゃいます。そうではない不熱心な保護者もいらっしゃいます。そして、教員の中にも非常に熱心な方もいらっしゃるし、そうでもないような人もいらっしゃると思うんで、是非教育委員会の中に、各学校の現場であったり保護者であったり、皆さんの道德教育に関する相談を受ける講演会の実施であったり、それから、子供に道德をしっかりと学ばせるために、私の家庭ではこういうふうな道德教育をやっているんだけど、その効果がなかなか子供に表れない。そういう保護者からの相談なんかも受けることのできる窓口っていいですか、ワンストップで道德教育の推進に関する相談、そしてサービスが受けられる、そういう部署を、例えば道德教育実践サービスセンター…違うな、何かそういうようなものをひとつ設けていただいて、より大きな効果が出るように、短期間でしっかりと表れてくるように、そんな組織を考えていただけないでしょうか。

西浦総合教育センター所長

道德教育の効果を上げるために実施する講演会とか、あるいは保護者の方の理解を進めるための取組について相談を受けるような窓口を設けたらどうかというような御質問をいただいたところでございます。

私ども、先ほど申しました平成26年度の文部科学省の事業を活用しまして、各学校に保護者理解促進のためのパンフレットの作成、配付を進めていくわけですがけれども、その取組を通しましてどういうふうな相談が学校から寄せられるのか、あるいはお問合わせがあるのかということをしてできるだけ丁寧に、また速やかに、そういう相談とかお問合わせに対応していくようにはしていきたいと考えておるところでございます。そういう中で各学

校にどういう悩みがあるのか、あるいはどういうことに支援が必要なのかというのを、この事業を通してつかんでいきたいと考えておるところでございます。その取組の中で、今後、樫本委員から御提案のありました道德教育についての支援の窓口につきまして、可能かどうかということについて今後の課題として受け止め、考えてまいりたいと思っておるところでございます。

樫本委員

是非実現するように、皆さんが道德教育をやりやすいように、しっかり課題として取り組んでいただいて、教育効果がしっかりと表れるように、そして子供たちが人権を尊重したり、道德性豊かな、社会性豊かな子供たちがより多く誕生することを期待しておりますので、是非取り組んでいただきたいと思えます。

それから次に、2月定例会の我が会派の元木議員の代表質問で、リーディングハイスクールの問題について質問がございました。その中で、進学校の充実はもちろんですけれども、いわゆる職業専門学校の県立学校の充実についてもどうかひとつ目を向けて、その充実、教育効果を上げていただきたいと、まとめの中で意見を表明されました。

そこで、以前から私も気になっておりました調べてみました。商工会議所が主催いたしております珠算であったり簿記の検定試験がございしますが、この成果が最近非常に落ちておるんです。受験者も減っておりますし、合格率も落ちてきております。

ちょっとこれ見てみますと、頑張っておるのは簿記実務検定、これは全国商業高等学校協会主催の簿記検定で、1級がまあまあ通ってるのが徳商です。それと2級も徳商が1番です。それから珠算・電卓実務も徳商が1番で、ワープロも徳商。あとの学校は本当にしれています。

それから、日本商工会議所のは徳商もまだ1級は合格しておらず、全国商業高等学校協会主催のよりも日本商工会議所主催のほうが少しハードルが高いんですけれども、徳商でも前は1級も時々通っていました。1級っていうのは税理士さんが取らなくてはならない資格ですが、それを高校生でも通す指導者がいたんです。ところが今はいなくなったんです。これはもう大変残念なこと。以前はありました。1年に1人か2年に1人おったんですけれども、今はいない。そして私の地元の吉野川高校、以前は鴨島商業と言っていましたけれども、ここはもうずっとゼロで、日商の2級は24年度ゼロです。3級は4人ほど通っておりますが、あとはもうほとんどだめなんです。

そして、工業系でいいますと貞光工業の一人勝ちみたいなもんで、非常に実業高校の格差が目立っております。

是非実業高校で、こういう国家試験をしっかりと受験させて、そして自信を持って社会に出ていくような、そんな指導体制をつくっていただきたい。こういう受験もさせて、本当に自信を持って現場へ、産業界へ出ていくっていうことは、その現場での定着率につながるし、これは子供たちの人生にとっても絶対プラスになりますのでね。そういった教育の充実を図っていただきたいんですが、どの方がお答えいただけるんでしょうか。

前田学校政策課長

今、樫本委員から資格取得についてのお話がありました。

委員からも御紹介いただきましたとおり、全国商業高等学校協会が主催する検定試験、これにつきましては、本県の商業高校においては、その1級を3種目で取得することを全ての高校が目標としております。ただし、なかなかその年度によって低迷する年度もございますし、また全体として、やはり資格取得という観点からは底上げが必要な状況であると認識しております。

県教委といたしましては、これまで特色ある学校を支援する取組でございますオンラインワンハイスクール事業でございますとか、あと産業界と連携して商品開発を行うような産学連携の実学モデル事業といったものを推進してきておりますけども、今、委員から御提案があったような資格取得という観点を主たる目的とする事業は、現在のところない状況でございます。

ただ、普通科高校におきましては、来年度から県内の高校生で、例えば東京大学でございますとか京都大学といった難関大学への進学を希望する生徒さんを対象に、予備校講師などを招きまして合宿形式で授業を受けていただく、その際には参加する生徒さんの参加校の教員も一緒にその講義を聴講してもらうことで指導力の向上を図るといったような事業を開始する予定でございます。これにつきましては、例えば専門高校版のそういった資格取得を主たる目的とするような学習形式の同様の授業について、私どもとしても底上げを図る観点から、今後そのことについての事業化について検討してまいりたいと考えております。

樫本委員

今、最後のほうで、今後検討を加えてまいりたいと、いわゆる合宿型で専門の先生を招聘して、そして実践することを検討してみたいと、こういうお話でした。是非近い将来に、これは急ぎますので早くやっていただきたい。よろしくお願いします。

徳商は非常に頑張っております。簿記の実務検定でも、25年度のデータはないんですが、24年度100人が1級通っていますね。23年が63人、22年が69人、21年が90人、24年は100人になっとんです。これはいい先生がいらっしゃるんでしょうね、多分。上がってきております。是非こういった指導者をたくさんつくってください。終わります。

藤田豊委員

おはようございます。今日の新聞を見ましたら、甲子園出場の池田高校生が徳島県庁を訪問し、教育長さん、そして知事さんから激励のお言葉をいただいたと。久しぶりに甲子園の話題校が出るわけでありまして、私の出身校でして、活躍を期待している1人であります。

二、三聞かせていただきますが、まず先ほどの御説明にもありましたが、私どもの会派の北島先生からも渦潮高校の充実ということで質問し、教育長から、スポーツ科専門の学科としての成果が上がるような学校体制をつくっていきたいという御答弁がありました。

私もそれ自体にはやぶさかでなく、是非徳島県の優秀なスポーツ校としての立場で頑張っていたきたいなという気がしております。先ほど樫本委員の話にもありましたが、ウエイトリフティング、ラグビー、剣道で20名の増員、こういうことを新たにやっていると。個人的な競技自体は、それはそれで専門学校として、特殊な学校としての価値観、指導者も定着するような形の中で、優秀な将来ある子供の指導ができるのかなという気がしております。

ただ一方で、県下には、野球とかバスケとか柔道とか、従来からの名門校っていうのがあります。そういうところとの整合性っていうのかな。そういうものは教育委員会としてどう考えておられるのか、お返事いただけたらと思います。

割石教育戦略課長

ただいま、スポーツ科学科の拡充について、専攻実技種目の追加種目と他の高校の伝統校等との整合性等の御質問をいただいております。

今回の案としてお示しさせていただいておりますウエイトリフティング（男女）、ラグビー（女子）、剣道（男子）でございますけれども、これらにつきましては、資料にもございますけれども、「オリンピックや国体等において活躍が期待できること」、また、「鳴門渦潮高校及び鳴門・大塚スポーツパークの施設が活かせること」、3点目でございますように、「競技力向上スポーツ指定校等他の強化策の状況」、こういったことを勘案しまして、今回の3種目について案としてお示しさせていただいております。

他の伝統校との整合性ということでございますけれども、本県のスポーツ関係の強化につきましては、ここにありましておりスポーツ指定校制度がございます。スポーツ指定校制度の競技種目の指定状況等を勘案いたしまして、今回のウエイトリフティング（男女）、ラグビー（女子）、剣道（男子）ということで、この3つの競技種目につきましては、現在の指定校制度との重複がないようなバランスを考えて選定させていただいている次第でございます。以上でございます。

中山委員長

小休します。（11時18分）

中山委員長

再開します。（11時18分）

割石教育戦略課長

従来から本県で強い競技種目とこの専攻実技種目の選定の考え方について、どうあるのかという御質問でございます。

既に野球種目につきましては、ここにございますように鳴門渦潮高校の専攻実技種目として定めておりますし、バスケットボールにつきましても、このような形で既に専攻実技種目として考えております。

こういった県内で伝統ある競技種目につきましては、従来からの伝統を引き継いだような、例えば野球であるとか、そういった種目を鳴門渦潮高校が引き継いでいる部分がございます。他の競技種目につきましても、今、言いました野球の池田高校であるとか、あとバスケットボールであれば海部高校と、かつての伝統校等がございます。こういった競技種目については、鳴門渦潮高校の専攻実技種目で伝統ある競技種目を全て担うということではやっていくのではなくて、先ほど申しましたとおりスポーツ指定校制度がございますので、スポーツ指定校制度により、伝統ある競技種目については今後も競技種目の強化を図っていくという考え方でございます。

今回の追加につきましては、競技力の向上という視点もございますけれども、指導者の育成とか、そういった視点もございます。そうしたことで、総合的に鳴門渦潮高校の置かれた立場とか既存の施設等の状況等も踏まえまして、こういった形で今回の3種目については選定させていただいております。

藤田豊委員

スポーツの指導者っていうのは、特殊な技能、指導力を持っておられるアスリート出身の方が多。その方が、自分の競技生活を通じて技術の向上、そしてそれを後世に受け継がす。だからそういう意味では、鳴門渦潮高校の方向性っていうのは、先ほども言いましたように、新しい多分他校にも今までなかった競技で、専門的に全国に通じるような徳島県の優秀な生徒を集める、これも1つの生きざまかなと。

他方、柔道にしましても、野球も当然ですが、こういうものについては、やはり今までの地域に根付いた伝統としての重みがある。そういう競技は分けて、渦潮高校をこういう学校にするんだという方向性の中でお育ていただく。徳島県の中で競合しながら、切磋琢磨しながら県予選を勝ち抜いて、それで全国へ送り出すほうがこの競技はいいというような縦分けて言うんですかね。渦潮高校の新しくスタートする中での構えをきちっとした形でお示しいただいて、ここに来た生徒がここで自信を持って卒業し、先ほど割石課長が言ったような、将来徳島を担える指導者となるように、そういう教育を目指していただきたいとお願いしておきたいと思。います。

スポーツのほうはそういうことで、学校の特異性を出していく。すると、先ほども質問が出ましたリーディングハイスクールにおける徳島のあとの学校っていうんですか、城ノ内はリーディングハイスクールを推進、こういうような形で徳島県が1つの大きな課題として、城ノ内を中心にこういう事業を展開する。そうすると、進学校である徳島県のいろんな高校、言い方が悪いかも分かりませんが、徳島市内であれば旧来からある城南高校、それから市立高校、特に昔から徳島県下の進学校として指導的な役割を果たしてきた学校が徳島市内にはまだたくさんある。県南部や県西部にも、進学校としてのプライドっていうんじゃないですが、学校の伝統を持って、今も一生懸命に地域の生徒の進学に力を注いでおられる学校もある。

こういうところへはどういう指導をなさるのか、これも合わせてお聞かせいただきたいと思。います。

前田学校政策課長

今、藤田豊委員から、城ノ内のリーディングハイスクールの構想に伴って、これまでの県内の進学校に対する位置付けでございますとか、支援のお話がありました。

城ノ内につきましては、平成26年度の入学生から、学力面におきまして本県の中等教育を牽引する学校として位置付けをさせていただいております。今、城南高校でございますとか、あと西部には脇町高校などもございます。今回、城ノ内を学力面において指定はいたしましたけれども、本県の学力において突出した学校をつくりたいという思いから、この城ノ内についてはまず1校ということで指定をさせていただいております。他県におきましても、進学指導重点推進校というものでございますとかトップリーダーハイスクールというような指定をしている県もございます。これらの県も1校ではなくて複数校、順次指定していくような取組をされております。

現在は、城南高校、脇町高校であれば、スーパーサイエンスハイスクールの指定を得られておりますし、最近では科学技術高校もスーパーサイエンスハイスクールの指定を受けてございます。また板野高校につきましては、少し学力面で課題があるということで、学力の向上を図るような国からの研究指定事業も受けてございますので、城ノ内中学校を育てながらも、他校についても同時に底上げを図っていく取組を同時に展開していきたいと思っております。

藤田豊委員

今、前田課長のほうからそれぞれの取組をお伺いしたんですが、なかなか全部の底上げをやるというのは、大きな課題でしょうし、どこかが出ればどこかがといういびつな現象も生徒の関係もいろいろあるとは思うんです。ただ、各学校でやると、スポーツも一緒なんかも分かりませんが、その指導体制の中で波が物すごくあるのかな。私も地方の高等学校を出てますから、そう思います。勉強をやったもんですから、勉強しとる気持ちは余りよく分かりませんが、彼らは特異なところにおるのかなという気がしておりました。やはりスポーツと一緒に、勉学も素質がある人はやはり素質があるんですね。だから、そういう人を底上げしていくっていうのは、もしかすれば学校単位ではなくて、今回いろんな形で見直しをなさってますが、西部とか南部とか中部、指定校以外のところの校長先生とかが集まって、それでその地域のレベルアップをどう図るか、こういうことも大事なんかなという気が、私この頃しています。

例えば夏期講座をやるとかね。学校がみんな集まって生徒の募集をして、夏期セミナーみたいなものを作って、進学に興味のある子供は、各学校単位でなくて地域の中で近くの子が、通学しよる子が多いんですから、例えば池田高校と穴吹高校と脇町高校の進学希望者がカリキュラムをつくった中でやるとか、それを支援するとか、そういう体制というのは県の教育委員会はどうお考えになるのか、ちょっとお伺いさせていただきます。

前田学校政策課長

先ほどの榎本委員の御質問のときも少しお話しさせていただきましたけれども、26年度から普通科高校で、これは市内で、今、委員お話しの西部という話ではないんですけれども、東京大学でございますとかへ進学を希望する生徒さんを各学校から集めまして、大体50名ぐらいかなというふうに思っておりますけれども、そこで合宿をしていただいて、各校の教員もそれに参加して、夏期セミナーではございませんが、冬になるかなと思っておりますけれども、そういうセミナーを開催したいと思っております。

これについては今回が初めての取組でございますから、少し規模の拡大も含めて今後の研究課題であろうと思っております。

藤田豊委員

私みたいにのびのびと育ってくればいいんですが、やはり優秀な子は優秀に育てて、言葉は悪いかも分かりませんが、東大を目指す生徒が徳島県から1人でも多く出るような、そういうものが必要なと。それと、それぞれの土地でそれぞれの生活を、後を引き継いでもらう後継者をつくるためにも、その地域全体のかさ上げと、先ほどから話に出ていました父兄等の教育等もある。本当は徳島県全体でできたらいいかも知れませんが、もっと小さな単位で、その地域の郷土愛も含めた中で、御父兄の御負担もいただきながら、協力もいただきながらやれる。行政だけに任すんでなしに地域が全部参加して進学を助成していく、こういうことも是非お考えいただいたらありがたいなとお願いしておきたいと思えます。

ちょうど道德の話も出ましたが、私、前回もお話をさせていただいた中で、国が新しく「土曜授業」という通知を出しております。これが非常に分かりづらい。

九州の豊前高田市へ行ってまいりました。今の時代の反映かも知れませんが、下村大臣が視察においでになったということで私も行きました。2つの都市が視察においでになってまして、私は1人で行きましたが、私も一緒にその状況等を視察させていただいて説明を受けましたが、土曜授業っていう意味が非常に分かりづらい。やっておられることは徳島県でやってるのと大差ないといえれば大差ない。

要するに土曜日、日曜日に生徒をどう指導したり、興味を持った者にどう参加させていくか。例えば私は美馬市ですが、全体ではやっていませんが、今でも休日に体育がしたい子には体育館で教えておられる。それからいろんな取組についても、豊前高田市は教育委員会が中心になって、そしてその地域の子供を全体で見るという確固たるものがあるというように、同じ理念ですがやり方がちょっと違う。向こうのほうが教育委員会がもっと出て主体的にやっておられる、こういう感じがしました。

だから、文科省が出した土曜日の授業をしてみませんというこの通達、この趣旨が何ぼ読んでみてもちょっと分からない。県の教育委員会は文科省の通達をどう受け止めておられるのか、まずお伺いをしたい。

三宅学力向上推進幹

ただいま藤田委員さんのほうから、文科省の通達をどういうふうを受け止めているのか

というふうなお話がありましたけれども、まず1つ、文部科学省のほうでも、まずこの土曜授業が非常に分かりにくいということで、土曜日の教育活動を3つに分けております。

1つが、「土曜授業」と呼ばれる教育課程内の学校教育を行うもの。次に、教育課程外の学校教育を行うものとして「土曜日の課外授業」というふうな名称を付ける。そしてもう一つが、非常に幅広くなるんですけども、主体が公的なものや主体が公的でないNPOとか、こういったところも含めて、いろんな活動をする民間の活動も教育委員会の管理下に含めた「土曜学習」。こういった3つのものに分類をしております。

ただいまお話のありました大分県の豊後高田市の分は、最後の土曜学習の分でございます。本県教育委員会が文部科学省の通達を受けてとらえているのは、最初にお話をしました土曜授業のほうの受け止めでございます。

児童生徒の代休日を設定することなく、教育課程に位置付けられた授業又は学校行事などを行うものを指してございまして、この土曜授業につきましては、子供たちの生きる力の育成に資する観点から実施されるものでございまして、子供たちの土曜日等の教育環境を一層充実させるために、学校における学習機会を提供する1つの重要な方策であると考えております。

藤田豊委員

お互いに分かりづらいと思うんですけどね。何でも定義したらいかんのかも分かりませんが、例えば今までいろいろ視察しても、豊後高田市もそうなんですが、要するに民間が主体になっとんです、やるのが。スポーツ少年団もそうでしょうけど、そういう項目もありました。それから授業にしても、OBの先生とかいろんな方が、その地域の生徒の学力を向上したいっていうんで、校長先生を退職なさった職員を含めた昔のキャリア、先ほど言った勉学の指導者が中心となって、それで地域の学力を盛り上げようということで、例の学力テストは九州で1番になった。市長さんが教育長さん時代に子供のことに非常に熱心であって、それをやってきとる。それに先生方が協力してカリキュラムとかいろんなものをつくって、教育委員会で1つの案をつくって、今ではあくまでも主体は民間がやとる。

だから、石井町の教育委員会がどういう形でやるんか分かりませんが、もし徳島県がやるとしたら、基本的にどのようなスタンスでやるんですか。

三宅学力向上推進幹

県としてどういうふうな取組をしていくのかというお尋ねでございましたけれども、この土曜授業の実施につきましては、今、委員からもお話がありました、それぞれ地域地域でいろんな事情がございます。本県におきましても地域の良さを生かしたスポーツや文化活動、そういったものが展開されているところもたくさんございまして、そういった地域の実情、そしてまた学校の状況、こういったものから設置者が判断をするというふうになっております。今現在のところは、教育委員会のほうからそういったことに対して判断する際には、子供たちの心身の負担等も考慮して上限月2回とすることとか、教員の勤務

の振替え等につきましても、適正に振替えの処置を講ずることという留意点なんかも示してお送りをしております。

各市町村教育委員会においては、そういった現段階で行われている、先ほど申しましたスポーツ、文化関係のいろんな講座とか活動とか、諸団体との連絡とか、またそういった状況を見ながら検討もしているところであろうと思っております。

藤田豊委員

先ほど来いろんな道德のお話も出ました。そして、道德の時間が今のカリキュラムの中に組み込まれて、それを土曜日にやろうと思えばこれはやれる、そうでしょ。教育委員会が主体的に、今の徳島県の大きな課題の中で、土曜日にそういうものを父兄と相談しながら、地域と相談しながら、県とか教育委員会がリーダーシップをとって、それで土曜授業、土曜学習を有効に使うんだというやり方が1つあると。

それから私が先ほど言いましたように、民間を主体にして学校は施設だけを開放するやり方と、2つあると思う。

だから、今の段階でこの土曜授業、何で文科省通達とかまで出るぐらい大きなことなのか、価値が分かりづらいところがあるんです。というのが、全国ほとんど余り乗ってこない、そうですよね。調査はしてるけど、何をやるかって模索しよるような。それから文科省もこういうものを絶対やれとかいう通達もない。土曜日を校長の権限で開放しなさいというだけの話。おかしいと言えばおかしいんですが、ただその裏には、まだ行っていませんが、ちょっとうわさに聞きましたら、東京都は時間を使って地域の生徒に対する目標を行政主体で押し付けておると、言葉は悪いけど押し付けてでもやる、こういう話があるんですが、徳島県としてはこの問題に関して、今そういう意思があるかないかだけお伺いしたい。

三宅学力向上推進幹

委員から、県として各市町村の設置者にどういうふうな働きかけをしていくかということでございましたけれども、県としては各設置者の状況判断に任せようというようにところでございます。

ただ、お話がありましたように、各市町村におきましては、設置者として主体性を持ってというところで判断をされますし、そのことについてはこちらのほうでもいろんな情報提供もしまして、指導助言に回りたいと思っております。また、ちょっと話が遅くなりましたけれども、文部科学省のモデル事業等を本県でも実施しまして、そのモデル事業の成果、課題につきまして、各市町村のほうに周知してまいりたいと考えております。

藤田豊委員

何か禅問答みたいになってね、私も何ぼしても、視察へ行っても本筋がなかなか分かりづらいんですが、いずれにしても土曜日に関しては、文科省の通達も3部局から出とるんです。妙なんです。職員課とか、先生を土曜日に出すもんで法律違反になるから、その

相談で指導課とか。私も文科省に行って真意を聞いてこようと思ったんですが、ちょうど体調を悪くしてまして、また後日にしたんです。

いずれにしても、今の体制の中であれば、教育委員会に一生懸命頑張っていたきながら、そういうのを指導していただいて、とりあえずは民間で、学校開放の中で民間が一生懸命に活動できる、そういうような指導方針、指針をまず県も持って行っていただきたい。

最後には行政が出ないかんかもしれませんが、まず喚起するのは、民間の団体がその地域の中での問題点を学校全体の中でどう考えるかというような価値観の中、調整も図っていただきながら、どうしても最後に考えたほうがいいのであれば考える、こういうような土曜授業に根幹をひとつまた詰めていただきたい。そうすることによって非常に分かりやすくなるかも分かりませんので、お願いをしておきたいと思います。

そんな中で、先ほどお話に出ました道徳なんですけど、道徳っていうのは非常にいろんなカリキュラムがあって、国の指導の中でこういうものを教えなさいと、今の教育委員会の大きな話なんですけど、国からの指導要領っていうのが皆さんの足かせになるところがある。必ずこれとこれとこういうのを言いなさいよと。だけど、道徳の価値観って、いいか悪いかは別にしまして、国家全体の国家主義が先に出たときには、その国の方針の大きな大もとの中に道徳観っていうのが出てくる。ところが今、敗戦国の中で自由っていう言葉だけが走った中で、先生になかなか成果が上がらないというのは、価値の多様化の中、道徳というのは何が道徳かっていうのが非常に分かりづらいんだろうと思う。

私どもも今、道徳って何ですかって言われたら非常に分かりづらい。だけど、数年前、うちの会派で視察に行ったときに、世田谷区がやっていた中で、歴史認識をその教育委員会は価値観の中へ非常に置いていたように思います。やはり自分が生まれて育て、自分の生い立ちを振り返って見たときの歴史、自分の生まれた歴史、自分の価値観の歴史はどなたのところから来るんだっていうのは、歴史関連なんかだと。そういう意味では、今の道徳関連の中で、歴史っていうことは皆さん方教えておるんか教えておらんのか。社会教育は別ですよ、道徳教育の中にそれが入るとるのか教えてほしい。

西浦総合教育センター所長

道徳教育の中での歴史認識ということについての御質問でございますけれども、まず道徳教育の目標につきましては、教育基本法及び学校教育法に定められました教育の根本精神に基づきまして幾つかの目標があるわけですが、その中に、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するという内容も含まれておりまして、また小中学校で行われております道徳の時間の中に、郷土や我が国の伝統と文化を大切に、郷土や国を愛する心を持つということも内容の中に含まれているところでございます。

その内容に応じた副読本、教材等を活用しまして、子供たちに郷土や我が国の伝統や文化を大切にする、そういう心を育てるということを行っているところでございますが、歴史ということにつきましては、教科での学習というふうになるかと思っております。

藤田豊委員

先ほど答弁にもありましたが、自分の生まれた郷土の歴史っていうのも大事だと思うんですが、先ほどからずっと質問させてもらいよったんですが、道德教育のいろんなものを多面的に薄く広くって言うたら、言葉は悪いかも分かりませんがカリキュラムの足かせの中で、広い意味で全部を網羅するような形になってくると、教えたことの浸透は非常に難しいん違うのかなと。それよりは、各学校の自主性に任せた中で、今年はこのポイントで、1つの価値観から道德っていうのを教えていかないと、国から指針のある全部を価値の中へ入れていって、それをやっていたら焦点がぼやけるん違うのかなと、私はそういう気がしています。特に先ほど来話がありましたように、本当に性根を入れて、素晴らしい価値観を持った子を育てるのであれば、もっと地域の人と一緒にあって、今年はこの道德教育でやるんでっていうことをPTAを中心にでも周知しながら、一極集中でやるぐらいでやらんと、道德の価値観っていうのは出てこない、そのぐらい価値が広いと私は思っています。

だから、本当に性根を入れて、これからの時代の子、国を愛して、自分の生まれた所を愛して、両親を愛して、子供を愛する、近隣の人を愛する人をつくるのであれば、もう一回それなりの見直しをした中で、道德教育を考えていただきたいとお願いしておきたい。私どもも、またいい案がありましたら御提案させていただきたいと思います。

最後ですが、美馬の特別支援学校にハナミズキを開設していただく形の中で、たくさん予算化をしていただいた。それはそれで、つるぎ高校への編入の後の校舎の跡地の利用から言うても、前よりはもっともっと充実してくるなど、こういう気がしております。

御期待をしておるんですが、このハナミズキは小松島の花みたいですが、みなと高等学園には素晴らしい花を植えておられるらしい。これ美馬分校にも植えるんですか。できたら植えてほしいんですが、いかがですか。

富樫教育次長(高校再編・特別支援担当)

池田支援学校美馬分校の裏側のセミナーハウスを使いまして、知事部局のほうのハナミズキの西部サテライトがこのたび整備されるということでございます。

それで、このハナミズキにつきましては小松島市の花ということで植樹をさせていただきましたが、今度サテライトができるということで、今後、知事部局と相談させていただきます。植樹については検討していきたいと考えております。

藤田豊委員

ひとつの大きなシンボルになるかも分かりません。

今、支援学校の生徒は、初め10人でしたが25人ぐらい。前々からお願いしていますように、地域の今の実情の中で、障がい者の方が自立をするために、これを中心いろんな形で施設の拡充をお願いしておるんですが、何せ支援学校の前身は200人を超す学校の施設です。たくさん施設が残っておりまして、非常に周りの景観、それから生徒に与える状況も大変なところがありますので、教育委員会を中心に、福祉、それから知事部局とも相談して、あの地域がもっともっと充実して、障がい者の本当に西部の拠点となるような施設

になり、今の美馬商業高校が退いても、その地域にそれだけの貢献ができたり、地域としての特性が残るようにお願いをしておきたいと思います。

南委員

先日の一般質問でも質問させていただきましたが、キャリア教育について少し聞かせていただきます。

企業が評価をするときに、能力、熱意、考え方というのがあって、考え方というのはマイナスからプラスまである。マイナスの考え方を持っているとなかなか企業としては使いにくいという中で、この考え方の教祖みたいな方が稲盛和夫で、日本国の立て直しに社員教育を非常にやって、立て直したって話を聞いているんですけども、このキャリア教育の中で、そういう考え方についてはどういうふうに考えておりますか。

前田学校政策課長

キャリア教育について南委員からお尋ねがございましたけども、基本的な考え方としまして、キャリア教育につきましては、社会的、職業的自立に向けて必要な能力、態度を育てること、これがキャリア教育の一般的な定義付けでございます。そこで、何よりも本県教育委員会としてキャリア教育の推進を図ることが、県の教育振興計画第2期にも位置付けておりますけども、実社会との結び付き、すなわち自分が学習していることが実社会においてどう役立つのかということ直接的に体感できるような教育をすることこそ、キャリア教育の本質だと考えております。

したがって、委員から御指摘がありましたようなキャリア教育の推進に当たっては、学校の授業内だけにとどまるのではなくて、例えば就業体験でございますとか職業体験、社会見学などを通じて、実社会との関わり、自分の置かれている位置、そういったことについて認識をしてもらって、自分の将来を切り開いていただく、こういう考えが大事だろうと考えております。

南委員

今、企業の中での主体的な考え方っていうのは、顧客満足度というのが非常に大きいと思うんですけども、なかなかとらえ方が難しいところがあって、そういうところを教職員の方々がどうやって理解したり、逆に自分なりにそしゃくして伝えていってもらえるのかな。それが分からないと、物の考え方っていうのは、根本が分かってない中で上に幾ら積み上げてもだめで、先ほどの説明の中の、自分のしたことがどう反映するかっていう部分は分かっているけども、根本のところの考え方っていうのが非常に大事だと私は思っています。

そういう中で、教職員全体の指導力向上を図るために校内研修を充実させるというふうになっておりますが、どういう形で教職員向けの校内研修とかは考えていますか。

前田学校政策課長

今、南委員からキャリア教育の校内研修についてのお尋ねがございました。

本県のキャリア教育に関する研修会の実施の状況でございますけれども、一番就職と結び付く段階である高等学校について申し上げますと、全国でキャリア教育に関する教員研修を実施した有無について、実施したと回答しているのは63.4%でございますけれども、本県は14.3%と大変低い数字になってございます。その要因の一つとしましては、そもそもキャリア教育に対する認識がなかなか十分でないというのもございまして、実際キャリア教育を担当する先生がいないと答えた本県の高等学校は25.7%でございますけれども全国は2.8%、すなわち97%はキャリア教育を担当する先生がいると。それから、キャリア教育を推進する計画につきましても、計画がないと答えたのは本県の高等学校94.3%でございますけれども全国は29.6%、すなわち70%が計画があるという状況でございます。

まず県教委として考えておりますのは、キャリア教育を進めるに当たって、研修も含めてどういう形でキャリア教育を推進していくのが効果的かというような、いわゆるガイドライン、指針となるようなものを策定する必要があると考えております。その中にも当然、委員御指摘のような教育研修についても位置付けていく必要がございます。それはこの学校政策課、それから総合教育センターのほうでも、教員研修でお互いに調整しながら、そういう講座についても今後どういうことができるか考えてまいりたいと思っております。

南委員

そういう指針をつくる時には、民間で非常に経営観のしっかりした方々の意見も少しは取り入れていただきたいなど。徳島県でも経営品質賞とか、素晴らしい会社を表彰している制度があります。そういう表彰企業の経営者なんかは最適なのかなというふうに私は思っております。

それと、インターンシップについてでございますが、私のところも貞光工業高校の生徒に、昔からのインターンシップの中で来ていただいたことがあります。余り教育に対して私自身詳しくない中で、受け入れても、どういうことをやればいいのかというの分からない会社ってたくさんあると思うんです。そういう会社に対して、どういうことをしたらいいですよみたいなこと、また高校自身もよく分かっていない中で、やはり教育委員会が主導して、ある程度こういうことをお願いするよという指針みたいなものをつくってはどうかと思うんですが、それに対してどういうふうにお考えですか。

前田学校政策課長

キャリア教育のインターンシップで、学校が企業さんにお邪魔するときの指針という話でございますけれども、少しインターンシップとは離れるんですけども、2月10日から今まさに始めておるんですが、小学校、中学校、高等学校を対象にした講演前授業を小学校で9校、中学校で6校、高等学校、特別支援学校で7校やっております。全ての講演前授業が終わっているわけではありませんけれども、大塚製薬さんでございましてとか、日亜化学さんでございましてとか、経営者協会のまさに経済団体の方々から職業とは何かというようなことをテーマにお話しいただいております。

現時点で少し状況をお聞きしたところ、企業側のほうから、いつ行きますよといった日

付は決まるんだけど、それ以降、何の連絡もないと。特に、打合せをしたいんだけど連絡がないし、また、ある程度やっぱり予備知識を持って企業のほうにも来てほしい、いわゆる事前の学習でございますとか、そういう指導が不十分だというような声が聞こえてまいっております。また一方、学校においても、そういう打合わせが十分でないということに起因するのかもしれませんが、実際来ていただいて、内容が高度過ぎてよく分からなかったというような声も聞こえてまいります。

こういう企業と学校側をうまく、委員御指摘のような形でマッチングと申しますかリンクさせていくためには、県教委としても、例えば他県においては既に作成されておるんですけども、そういう就業体験、いわゆるインターンシップとか講演前授業についての手引書といったものの作成についても、これは必要なことだろうと思っておりますので、今後、考えてまいりたいと思っております。

南委員

そういう形があれば、今まで尻込みしていた企業も受け入れやすくなると思いますし、行った生徒もそこで自分に合った経験をして、将来企業に入ってもなかなか辞めないような社会人になっていけるのかなというふうに思っています。期待しておりますので成果が出るように頑張ってください。

中山委員長

午食のため休憩いたします。（12時05分）

中山委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。（13時03分）
質疑をどうぞ。

古田委員

私からは、まず高等学校等就学支援金制度の件でお伺いをしたいと思います。

事前委員会でも質問させていただいたし、また本会議でも質問させていただいたんですけども、ちょっと細かいですけども、その支援金を受けるためには申請書と所得証明書などが要ることなんですけども、国会でそのことについて我が党の議員が質問をしたときに、DVとかネグレクトなどの事情で所得証明の提出が難しい場合には、幅広く読めるように運用していただけるようにすると、そういう文書にしたいというふうなことを答えているんです。そういった場合、校長先生の証明があるとか、そういうふうなことでも受付けをすべきだと思うんですけども、その点はいかがでしょうか。

前田学校政策課長

今、古田委員から、DV等の場合に所得の確認をどのようにするのかというお話でございます。

国から示されております、この就学支援金の事務処理要領におきましては、保護者である両親ともに所得がある場合には両親の所得割額を合算して判断するんですが、ドメスティックバイオレンスや児童虐待のために、接触することにより危害が及ぶことが考えられるなど、やむを得ない理由により、保護者のうち一方又は双方の証明書類が提出できない場合には、一方の保護者の所得のみで判断することができるということでございますので、DVあるいは児童虐待の場合におきましても、一方の保護者のみの所得で判断することが可能であるとされております。

ただ、今、委員御指摘があった所得の判断では、これはなかなか、やはり就学支援金という形で国の予算を計上して支援金が支給されるものでございますので、課税証明書あるいはそれが明らかになるような所得証明書、どちらか一方の所得確認が必要であると思いますし、また両方無理な場合、これは本人の所得、本人と申しましても例えばアルバイトをしているのであればその額、当然910万円以下になろうと思いますけども、その方本人の所得や何かしらの書類で判断することになろうかと思えます。

古田委員

いろんな場合が想定されますので、温かい配慮をしていただけるようお願いしておきたいと思えます。

それから、再入学の場合、これも標準修業年限に2年を加えて支援金制度が受けられるということになっております。そういう人たちは数は少ないと思えますけれど、そういったところへもきちんと配慮していただきたい。

それと、今、高校、大学でかかる費用というのが本当に大変だということが、この前マスコミでもいろいろ報道されておりました。初年度の大学1年生の入学金とかで、国立大学で81万円、私立大学だと131万円も年間に要ったということで、奨学金を借りると大変な負担を負って、借金を抱えて卒業するわけです。卒業時に正規採用されれば返還も可能かと思えますけれども、今、若者たちの間では半分が非正規という状況で、返還も大変だというふうなところでは、高校に今回、財源がちょっと問題だと私たちは思っておりますけれども、一応給付型の奨学金制度ができたということでは一歩前進だと思います。

大学に関しても、是非そういう給付型の奨学金制度っていうのをつくっていただきたいと思うんです。これは日本学生支援機構とのやりとりの中で、高校は県が、大学生については学生支援機構のほうを受け持つということで、制度を受け持つところが変わってきたんですけれども、是非大学生に向けても給付型の奨学金制度っていうのをつくっていただきたいということで、県からも国のほうへ機会があれば是非働きかけていただきたいと思うんですけれども、その点はいかがお考えでしょうか。

前田学校政策課長

古田委員から、大学生に対する給付型奨学金のお話がありました。

今回、高校生に対しては給付型の奨学金制度が創設されたわけでございますけども、大学生については、委員がお話しされましたように、特別行政法人日本学生支援機構のほう

で大学生に対する奨学金の対応をやっていきます。本県でも平成21年度までは大学生への貸与をやっておりましたが、国のほうと仕分けがされまして、国は大学生を特化する、各県は高校生を特化すると、こういうふうに仕分けが行われたわけでございます。

その上で、特別行政法人日本学生支援機構が今後給付型奨学金をつくるかどうかというのは、正直申し上げますと私どもは分かりません。ただ、大学生も当然お金がかかるということ、非正規雇用労働者が増えているということも事実でございますので、私どものほうとしても大学生向けの給付型奨学金については重要な話であると認識しております。

古田委員

認識されるだけじゃなくて、是非国のほうへも要望を上げていただきたいんです。安倍首相もこの2012年9月に、国際人権規約にある高等教育の段階的無償化条項を受け入れたと、そのことを認めますと、維持していくというふうなことを答弁されているんです。ということは、国としても、高校、大学に向けてもそういう方向で無償化に向けて頑張っていきたいということだと思います。

それと今、OECDの34カ国の中で給付制奨学金がない国は日本だけです。それから大学授業料無償化になっているのが34カ国のうち17カ国ということで、世界は無償化のほうにうんと大きく流れていっているわけです。それから、国連のほうからも、日本は余りにも授業料が高いと、世界一高いというふうなことで、無償化の方向に踏み出すべきだという勧告を受けているわけです。ですから是非国に対して、文科省に対しても、働きかけをしていただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

前田学校政策課長

今、国会での御論議のお話を紹介していただきましたけれども、既に国会のほうでそういう御認識だということであれば、大学生に対する給付型の奨学金について検討されるものだと思います。ただ、特別行政法人でございますから、当然それを執行するには予算が必要となってまいります。ですので、日本に数多く特別行政法人はございますけれども、国からの支給が一切入っていないのは大学入試センターだけでございます。全て大学生になるための受験料で賄われている特別行政法人でございます。それ以外については全て国費が投入されておりますので、予算上の制約というのはやはりある程度かかってくるんだろうと思います。

ただ、先ほど来申し上げますけれども、大学生の給付型奨学金については、これは高校生にも導入されましたことですし、それはそれで必要なことだろうというふうに考えておりますので、委員御提案の国に対して提言ということでございますけれども、機会があればそういう形で提言していきたいと思っております。

古田委員

よろしく願いいたします。国立大学の運営交付金っていうのが、2004年と比べましたら1,300億円も削減されているんです。私立大学に対しても、今は1980年に出されていた

支援金の3分の1に減らされているという状況の中で、授業料が本当に高くなっている状況もあるものですから、是非大学教育を受けたい全ての子供たちが受けられるような状況をつくっていただきたい。そのためにお力を貸していただきたいと再度お願いをしておきたいと思います。

次に、今、環境のほうでもPM2.5の問題がいろいろ論議されておりますけれども、この前は大変全国的にも高くなって、徳島県は幸いにしてそこまでは達しておりませんでした。注意喚起の情報が発信されたという県が、全国的には10県でしたかね、ありました。

そういった場合に、子供たちにも大きな影響が出ようかと思うんですが、県としてはどのように対応される予定でしょうか。お伺いをしたいと思います。

池淵防災・健康教育幹

PM2.5につきましては、県内の測定局のうちのいずれか1局でも、午前5時から7時までの1時間値の平均値が1立方メートル当たり85マイクログラムを超えた場合、また午前5時から12時までの1時間値の平均値が1立方メートル当たり80マイクログラムを超えた場合に、県民環境部より注意喚起がされるということになっております。

県教育委員会といたしましては、その県民環境部から出された注意喚起を受けまして、各市町村教育委員会及び各県立学校にファクシミリ及びメールにおいて速報を流していきたいと考えております。

古田委員

それぞれの学校とか幼稚園へも情報を流すということですね。

そうしたら、マスコミなどでは、高い場合には外出しないようにとかいろいろ言われてますけれども、学校でも体育の時間とかいろいろあると思うんです。休み時間に外で遊んでいるとか、そういった場合にはどのように対応するように言うんでしょうか。

池淵防災・健康教育幹

注意喚起の行動の目安といたしましては、可能な限り不要不急の外出を減らすこと、それから屋外での長時間の激しい運動を減らすこと、屋内における換気や窓の開閉を必要最小限にすること、それに加えまして、呼吸器系や循環器系疾患がある者でありますとか小さい子供については体調に応じてより慎重に行動すること、また外出時にはマスクを着用することなどにつきまして、これまでも各市町村教育委員会、県立学校に対しても注意喚起を行っておるところですが、先日、PM2.5の濃度が高くなる可能性があるというようなことを受けまして、2月26日に再確認ということで再度通知をしたところでございます。

古田委員

少しでも子供たちに被害が及ばないように、対策をきちんとしていただきたいとお願ひしておきたいと思います。

続いて、就学援助の問題ですけれども、生活保護費が削減されて就学援助にも影響が出るのではないかとされておりまして。今、受けている子供さんについては、生活保護費が削減されたことは影響を及ぼさないと、今までどおりちゃんと就学援助が受けられるようにすると、そういうことはずっと言われているんですけれども、今後、新学期になれば、就学援助をまた新たに募集、受け付けると思うんですが、保護費が削減されたことによって、就学援助を受けられる子供が減るのではないかという心配があるんです。その点はいかがでしょう。

前田学校政策課長

今、古田委員から、生活保護基準の引下げに伴い、就学援助制度に影響が出るのではないかと御指摘でございます。

就学援助につきましては、要保護者、準要保護者の2者に分かれておりまして、要保護者につきましては、これは生活保護法に規定されています要保護者でございます。それから準要保護者につきましては、これは市町村独自で要保護者に準ずる程度と認定された方について実施されるものであります。各市町村ごとで、準要保護者の生活保護基準を何倍に規定するかまちまちでございますが、1.3倍でございますとか1.5倍でございますとか、まちまちでございます。

今年度につきましては、もう既に今年度の基準でということでございますから影響はないわけですが、26年度以降につきましては、消費税の引上げなどに伴いましてどういった影響が出るかということでございます。今、私どものほうで各市町村の教育委員会のほうにお尋ねをしているわけでございますが、生活保護基準額に対する率をどのくらいに変更するのかといったようなことでございますとか、旧の生活保護基準額を基準として、どのような形で援助が行えるのかというようなことについて、明確に今、市町村のほうでこうするというような考えがまとまったところがまだないというふうに聞いております。今月末には決定する市町村が多いところでございます。

県教委といたしましては、生活保護の基準の引下げに伴いまして、これまで就学援助としていただいていたものがなくなるというようなことがないように、市町村教育委員会に対しては国の取組を説明するとともに、その取組の趣旨を理解した上で適切に判断いただくよう周知を行ってまいりたいと考えております。

古田委員

新聞報道では、就学援助率が全国的には15.64%ということで、過去最高ということが報じられております。高いところでは26.65%ということで、大阪が一番高いんです。たくさんの子供たちがこの援助を受けているわけですが、徳島の場合、2011年と2012年を比べてみると、率で全国で最も下がっているんです。全国的にはほとんどの県が伸びているか、若しくは大体同程度なんですけれども、過去最高と言いながら、徳島県の場合は16.59%から15.22%ということで、全国平均より下がるような状況になっているんです。

このことについてはどうなんですかね。きちんとそれぞれの市町村教育委員会で啓発もして、こういう制度を受けられますよというふうなことで対応してくださっているんでしょうか。

前田学校政策課長

就学援助の実施率についてのお尋ねでございますけれども、この就学援助制度と申しますのは、そもそも論から申し上げますと、準要保護者に対する支給は交付税化されております。昔は全額国費負担でございましたけれども、交付税化されておりますので、実施主体はあくまでも市町村でございますから、予算についてどのように使うかということとはなかなか県から事細かに申し上げることはできないわけでございます。

けれども、各市町村教育委員会において、就学援助制度の趣旨でございますとか、その内容について広報をされているというふうに認識しておりますし、もしこれが不十分だということであれば、また改めて県教委のほうからもお願いをしていきたいと考えております。

古田委員

今もお話がありましたけれども、準要保護に関しては地方交付税の中でやってくださいよと、その中に盛り込みましたよということで、総務省のほうからそれぞれの市町村教委へ連絡があって、それぞれ市町村がどれを採択するかによって違いが出ています。どの項目で実施しているかというのを前にも質問して、佐那河内村だったら全項目に対応して佐那河内村が支援をしているわけです。

そういうところもあるんだから、そういったことも示していただいて、是非24市町村全てのところで、それぞれの市町村教委が頑張って支給してくださるようお願いをしていたきたいということを言ったんですけれども、その点はいかがでしょうか。24市町村の取組状況をそれぞれの市町村へお示しして、できていない項目については是非やってほしいという要請をしていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

前田学校政策課長

準要保護の対象要件について、古田委員から、対象とするものが市町村によってまちまちだというお話でございます。

おっしゃるとおり、全てやっておるところもあれば、例えば通学費については支給しない、あるいは宿泊を伴う校外活動費については支給対象ではないというような市町村も中にはございます。私どものほうも全体の24市町村の状況は把握しておりますし、望ましい姿としては、やはり地方交付税の中であったとしても、その都度そのための費用として使っていただくのが本筋だろうというふうには思っておりますけれども、どこの市町村で使っているから、ほかの市町村も同じようにと示すことは、なかなか難しかりょうと思っております。それぞれ市町村の判断で、予算を何に重点特化して市の振興を図っていくのか、あるいは教育を充実させていくのかお考えがありますから、それを1つの市町村を例に挙げて、こ

れに倣えというようなことは決してないと思っておりますけれども、全体として対象とするものが拡大されるように今後とも努めてまいりたいと考えております。

古田委員

やっぱり、どこの地域に住んでいても同じように支援を受けられるというのが、全ての子供たちに対する教育の機会均等で、それから教育の無償化、憲法では26条で教育は無償とするというふうになっているわけですから、これは要保護と準要保護の本当に生活の苦しいという方々への支援ですから、それはもう是非どの市町村でもやっていただけるように。総務省からは、地方交付税の中に盛り込んだから、それぞれのところでやってくださいという通知も出されているわけですから、是非全ての市町村で実施をしてくださるよう、県教育委員会としてもしっかりと取り組んでいただきたいということをお願いしておきたいと思います。

次に、先ほど道德の教科化の問題でいろいろ話が出ましたけれども、私どもとしては、教科化して愛国心を教育の中で押し付けていくというふうなことは問題があるなと思っ

ているんですけれども、道德の教科化というのはいろんな問題の1つの表れなんだと思うんです。それは、今大きく言われており、マスコミでも取り上げられております教育委員会の改革の問題も併せて、安倍首相がどんどん進めようとしていることなんですけれども、教育長と教育委員長は同じ人が担うとか、その任免権や任期とか、それから公立学校の設置廃止、教職員定数とかそういったものは、今までは教育委員会が任務としてやってきたことなんです。

元々、教育委員会がつくられたのは、どんどんと子供たちまで戦争に駆り立てていった、そういう戦前の軍国主義教育を反省して、教育は地方自治、しかも首長でなく数人の住民代表に委ねるという形で教育委員会がつくられたわけです。これを改革して、首長の意見がどんどん入るように、そしてまた国の意向、首相の意向が強くなるような、そういうふうなものに切り替えていこうというのがこの教育委員会の改革だと思うんです。

そのことに対して、教育長さんや教育委員長さんのことがこれだけいろいろ論議されているわけなんですけれども、まずは国のほうから意見を聞くようなことがされたんでしょうか。教育長いかがでしょうか。

佐野教育長

今、教育委員会制度の改革について私どもの意見が聴取されたかということでございますけれども、全国都道府県教育長協議会そして全国都道府県教育委員会連合会がありますので、そこを通しての意見を当然聴取されておまして、その意見が御承知のようにA案B案として文部科学省に出され、そしてそれが中央教育審議会でも答申されたこと承知しております。

古田委員

教育委員長さんは意見を述べられるとか、そういう場面はなかったんでしょうか、いかがでしょうか。

佐野教育長

ですから、全国都道府県教育委員会連合会というのがありまして、これは教育長協議会と教育委員長協議会の両方がありまして、そこでそれぞれの意見を聴取されていまして、そして教育委員会連合会としての意見を出したということでございますので、当然意見は聴取されたと考えております。

古田委員

そうしたら、今の政府の動きについて、どのようにお考えなんですか。

教育委員会を首長の下に置くということ、それから教育長と教育委員長を同じ人が担うとか、そういったことに関してどのようにお考えでしょうか。

佐野教育長

このことに関しては、私どもはそのただ中におりまして、その制度が国のほうで決められるということでありまして、一定程度公の席で意見は聴取されておりますので、ここで個人的な意見を述べることは差し控えたいと思いますし、制度がどうであれ、その中で私たちは職務を全うして、本県の子供たちのために一生懸命身を粉にして働くことが本望だと思っております。

古田委員

マスコミでいろいろ報道されておりますけれども、このいろんな改革については、強まる政治色というふうなことで、中立性に懸念とか、さらに形骸化されてしまうのではないかといろいろ言われております。

福岡県のある町の教育長さんは、現行制度を変える必要はないとの立場で、教育の中立性が損なわれないか懸念が残る、教育委員会がセーフティーネットになると言うが任命権を持つ首長に対してどれだけ異論が言えるだろうかと疑問を投げかけるとか、八重山地区の教科書問題で揺れている沖縄県教委の幹部は、法の趣旨を変えてまで党の意図に従わせようとするのか、これでは秩序も何もなくなるというふうなことで、いろんな疑問の声も出されているわけでありまして。

本当に子供たちのためにとおっしゃるんでしたら、戦後のそういった反省の下につくられたこの教育委員会制度というのを、首長の下に置くのではなくて、独自に教育委員会という形で存続をしていく、そういった方向に声を上げていただきたいと思うんです。個人的な意見は言えないという立場ですけれども、教え子たちを戦場へ送るまいと決意をして、その反省の下にできた教育委員会ですから、首長の下に置く、政治色が強まる、首長に対してなかなか物が言えない、そういうふうなことが懸念されるわけで、そういったことに対しては、やっぱり教育委員会としてはしっかりと意見を述べていただきたいと思います。

これはお願いしておきたいと思います。

次に、この前、相次ぐ講師の免許外授業ということで、高知県とか静岡県では講師の免許外授業が大変多いということが新聞報道されたんですけども、徳島県の場合はその点はいかがでしょうか。

松山教職員課長

ただいま古田委員から、新聞報道にもありました高知県等の臨時教員の免許外授業の件で御質問がございました。

背景から申しますと、小規模な学校の場合、国の法律で定められた教職員の定数では、10教科ある中学校の教科を全て免許のある教員が担当することは困難な場合がございます。そういうところで、この高知県の場合、本来教頭先生が担当すべきところを講師の先生にやらせておったということが問題になっておるとは思いますけども、本県はそういうふうな小規模校等への対応につきましては、正規の教員が免許外担当の申請を上げてくる、それから一部臨時の先生に臨時免許状を発行して、そして授業をやっていただくという形で、適切に運用できていると思っております。

古田委員

その教諭が申請をすれば、免許を持っていなくても授業ができるということなんですよ。徳島県の場合、そういう申請をして認められているのは、何校でどのくらいおいでるんでしょうか。

松山教職員課長

本年度で申しますと、中学校で免許外申請上がってきておりますのは、62校で176人でございます。

古田委員

教諭の免許外の授業は申請すればできるということなんですけれども、やはり専門的な知識を持った方々に教えていただく、子供たちはそれが一番幸せなわけありますので、小さい学校ではなかなか大変な点があるかとは思いますが、是非先生を増やして対応していただきたいと思っております。その点は是非解消に向けて取り組んでいただきたいと思っておりますけれども、いかがですか。

松山教職員課長

免許外教科担当のできるだけの解消という御質問でございましたけれども、県といたしましては、そういう学校に対しましては、1つは免許を持つ専門の先生を非常勤として配置する方法もっておりますし、あるいは加配を付ける、さらには特に小規模校には人事異動上も配慮しまして複数の免許を持つ職員を配置する、それから教頭先生も授業ができますので、教頭の所持する教員免許についてもできるだけ配慮して、そういう学校には重

点的に充てていくというふうなことで、できる限りの努力はしてまいりたいと思っております。以上でございます。

古田委員

子供たちの教育にとって一番最良の道を選んでいただきたいと思います。

それと、リーディングハイスクールの問題を最後にお尋ねしたいんですが、今回2,500万円の予算をつけて、城ノ内中高一貫校に新しい機器なんかを入れるということなんですけれども、私は特別な子供、エリートを育てるというのは、公の教育がするということにはやっぱり問題があるのではないかという立場でございます。全ての子供たちに同じような教育環境をそろえて、そして教育に当たるというのが本来のあるべき姿だと思います。

それで、この2,500万円を否定するわけではありませんけれども、その城ノ内中高一貫校に設置する機器を、やっぱり他の学校にも順番に設置していくべきだと思いますけれども、そういうお考えはございますか。

前田学校政策課長

城ノ内に入ります新しい機器についてのお尋ねでございますけれども、午前中にも少し御議論がございましたけれども、まずこの城ノ内中学校・高等学校に対して、今回、リーディングハイスクールということで、本県中等教育を牽引する学校の育成づくりを始めたところでございます。

例えば平成25年度、すなわちこの1月に行われたセンター試験の本県の成績から申し上げますと、予備校によってまちまちでございますけれども、5教科総合で41位とか43位とか、そういう成績でございます。そういった中で、まずは本県の中等教育を牽引する学力の高い生徒がより高いレベルに進んでもらう、そういう道を用意する必要があるだろうという考えの下でございます。現在、鳴門教育大学附属小学校・中学校を経て徳島市立の理数科に行くか、それか文理中高に行くということでございまして、県民の皆様にもう1本の選択肢として県立の中高っていう道もありますよということで、まずは1つ、城ノ内にそういう学校になってほしいという思いからでございます。

それで、御質問のCALLシステムと言われるコンピューター支援語学学習機材でございますけれども、大変高度な機能を有しております。これはe-ラーニングでございますとか生徒がペアでコミュニケーションできるような機械でございます。もちろん城ノ内には入れることにはなりますが、他の学校の先生方にも機会があれば、研修ということで、城ノ内の生徒さんが使っていない間でございますけれども、その中でこのコンピューター支援語学学習機材等を使いまして、生徒のみならず教員の指導力を上げる意味でも、他校の教員の先生方の研修の一環としても利用したいと思っております。

古田委員

城ノ内に設置するだけじゃなくて、他の学校へも広げていただきたいと思います。やっぱり全ての子供たちに同じような教育環境をつくっていくというのが行政の仕事だと思います。

ますので、そのことをお願いして終わります。

松崎委員

最後の委員会ということで少しお聞きしておきたいと思います。

午前中の議論でもありましたが、特に徳島県の産業構造として、例えば農業、それから商業、工業、さらに医療・介護なども大変大きな就業の場所だろうと思うんですけども、そういうところで働く人たちを高校教育の中で育てていくのは、看護学校であったり、実業高校であったりするんだらうなというふうに思います。そういう意味で、午前中にもお話がありましたけども、例えば、私は工業高校出身でございますが、ここの高校の学科を卒業すればこういった資格が生まれる、そして、その資格をもって資格試験を受けて、その資格を確保することによって、より就職に、働く場所を選択する上でも有利になるといいますか、そういう場所が広がっていくということだろうと思うんです。

たしか徳島科学技術高校ができ、初めて開校式に行った際に、資格をできるだけたくさん取って、そして自信と誇りを持って働いていく、そういう学校にしてほしいなということ要望したことがあったんですが、その際にお話があったのは、先ほどからもお話がありますように、やっぱり授業だけでは高度な資格になればなるほどなかなか通らない場合もあるということがあったり、そもそもそれを教える教員の側の、いわばノウハウっていいますか、そういったものもどうしても必要になってくるということでございます。

くどくどは申し上げませんが、特に実業高校、そしてものづくりをしていく、そういう現場の人たちが、卒業すれば新しい職場を得て生き生きと、できれば徳島で働いてもらう。また県外へ行っても、働いたり、さらに上を目指すのであればもっと大学とか専門学校を目指すという形でいくとすれば、今、申し上げたようなことで、実業高校の中における授業の構成の在り方、例えば資格を取るための補習なんかも必要だろうし、教員配置も必要になってくると思うんです。是非そのことについては、来年度からの分には間に合わないかもしれませんが、先ほどからこの委員会でも相当議論がされておりますので、しっかり押さえて、県の実業学校における教員配置とか体制づくりについては、私のほうからも重ねてお願いを申し上げておきたいと思います。

もう一つは、南海地震の関係でございまして、教育委員会に関係するということになりますと、一番大きいのはやっぱり高等学校、支援学校等々になってくると思うんですけども、そういった県教委に関係する施設の災害に関わる備品の配置状況、生徒さんの場合、教職員の場合ということがあるのかもしれませんが、この辺はどういうふうになっておるのか、お伺いしておきたいと思います。

中山委員長

小休します。（13時49分）

中山委員長

再開します。（13時49分）

池淵防災・健康教育幹

県教育委員会といたしましては、災害発生時に児童生徒の帰宅が困難になった場合、学校に留め置くことが必要だと判断された場合におきまして、各学校において、それぞれ学校の状況に合った形で、子供たちが学校に待機できるというような食料について準備しておくことについて、学校のほうには依頼しておるところでございます。

松崎委員

高校は3年間ですので、備品の賞味期限っていいですか、そういったものもあろうかとは思いますが、聞くところによると、例えば高校へ入られたときに生徒さんが購入して保管しておいてもらう。卒業するときは、卒業記念じゃないですけども、自分の物ですからそれを持ち帰るといふようなことで聞いておるんですが、そういう仕組みなんですか。

佐野教育長

松崎委員御指摘のように、全ての学校というわけではありませんけれども、入学時に飲料水でありますとかアルファ米、そういうものを購入して3年間備蓄をしておく、そして、卒業のときはそれを部活動に寄付したり自分で持って帰るといふ仕組みをとっているところもございますし、また、ひのみね支援学校については、小松島市が相当分の避難の備品を本年度から置いてあると。それについては、避難所となっておりますので、地域住民だけでなしに当該校の児童生徒が使ってもいいですよというふうなお話も伺っております。

続いて、先ほどの話ですけれども、県土整備委員会のほうで市町村と県のすみ分けをするといふような話があったように伺っておりますけれども、御承知のように避難所運営、避難所の備蓄については市町村の役目、そして、その避難所の開設といふか場所の提供は県ということになっております。まずは個人で1日分は用意しようといふ話もありますので、今でき得ることとしては、学校のほうで、今、委員さんからお話がありましたような形で進めていくのが1つの方法かなと。あとは今後の県行政の話とか、いろんな市町村との枠組みの中で、当教育委員会だけの判断ではございませんけれども、必要だといふことは理解しておりますので、そういう取組も関係部局と連携しながら進めてまいりたいと考えております。

松崎委員

在籍する教職員の対応、それと、一時避難所に指定されていて住民の方がそちらのほうへ着のみ着のままで駆け付けてくるという場合についての、市町村と学校管理者としての県の役割分担、このところが市町村の側では問題になっているやに聞きますし、県土整備委員会のほうでも議論されているようでございます。県教委のほうは学校管理者に、校長以下ですね、なつてこようかと思っておりますので、どう対応するのか、しっかり相談していただいて、避難してきた人が避難物資がないわといふことになって、教職員のほうはとり

あえず水を中心にして確保しておるといふ状況ではちょっと困るなど、そんな思いがしておりますので、よろしく願いをしておきたいなと思います。

それからあと1点は、食育の関係で、新聞報道でしか見ていないんですけども、文部科学省が食育を充実させると、そして体力や学力向上の効果を検証するモデル事業を新年度から始めるという記事がありまして、全国の小中高校30校ぐらゐをスーパー食育スクールに指定するというようなことが書かれておいて、特に日本の和食が無形文化遺産に登録されたことも踏まえ、伝統や文化を学ぶ機会も増やしていきたいと、こんなようなことで記事としては載っております。

スーパー食育スクールに指定するという事は国のほうが決めるのか、例えば徳島県がエントリーするといいますか、手を挙げるのかというようなことから分からないんですが、そこら辺はどんなふうになっているんでしょうか。

池淵防災・健康教育幹

スーパー食育スクールにつきましては、文部科学省の事業を受けまして、徳島県といたしましても学校を選定し、食育の成果を検証できるというような仕組みをつくってまいりたいと考えております。

松崎委員

基本的には、文部科学省に指定されればということになるんですか。

指定されれば一番モデル事業としてやりやすいんですけども、私が思うのは、徳島県の産業の中心はやっぱり農業であるというふうに、ずっと経済委員会とかでは議論をしてきたわけで、徳島としては、文化遺産に登録された和食を子供たちにしっかり学んでもらうということ、さらには農業についてももっともっと親んでもらうということ、エントリーされなくても、徳島県独自ででもやる気はあるのかないのかということについて、どうでしょうか。

池淵防災・健康教育幹

和食につきましては、平成25年12月に世界無形文化遺産に登録されたと聞いております。

平成22年に文科省のほうで出されました食に関する指導の手引によりまして、献立に郷土食や行事食を計画的に取り上げることによりまして、地域の食文化等について理解と関心を深めるようにと示されております。

県教育委員会といたしましても、平成25年2月には全小中高、特別支援学校に徳島県の郷土料理指導資料集を配付いたしました。この指導資料集には県内の郷土料理の由来やレシピ等を掲載しておりまして、学校給食の献立作成や食に関する指導に活用してもらっておるところでございます。また、毎月19日の食育の日には地元の郷土料理を取り上げたり、行事日等には時節に合った行事食を取り上げたりということでも取り組んでもらっております。今後とも教育委員会といたしましては、学校、家庭、地域、専門機関と連携いたしまして、食育に生かしてまいりたいと考えております。

松崎委員

そうしたら、農商工の連携ということ、何とか農業を元気にしようということ、国がされているところですけども、それにプラスして、食育という形での取組は大変重要になってきているのではないのかなと思っております。これまでも食育という取組が、それぞれの場所、市教委などでも取り組まれてきているということはあるわけですけども、今回はそれを科学的にといいますか、体力とか学力の向上とか、そういうのに効果があるやなしやということも含めて検証していくといいますが、そういうような機会にもなりそうでございますので、是非そんなことも踏まえながら、学校教育の中で食育の効果が浸透するように、そして、先ほど申し上げましたけども、農商工という連携の中から、さらに学校給食が役割を果たしていけるようなことになればいいのになと、そんなふうに思いますので、よろしく願いをしておきたいと思っております。

最後に1つだけ。これは2月9日の新聞で、新聞を利用した授業というんですか、NIEの全国大会が7月31日、8月1日ということで、夏に開かれるという新聞報道もありました。私も以前この取組を一般質問か何かで、どのように進められておるんですかということ聞いたことがあるんですが、これに向けた状況でお話をいただけることがあれば、お話ししたいと思っております。

三宅学力向上推進幹

ただいま委員さんのほうから、7月31日、8月1日に本県で開かれます全国NIE教育の大会について、またそれに向けた現在の状況とか取組についてということでお伺いをいただきました。

今、委員さんからお話がありましたように、7月31日、8月1日ということで、実行委員会事務局のほうで準備を進めているところであります。会場はあわぎんホールということです。本県は今、NIEの実践指定校が、小学校が4校、中学校が4校、高校が1校ございまして、この各指定校におきまして積極的に教育に新聞を活用する取組が進められているわけなんですけれども、この推進校はもちろんのことですが、県内の全ての公立学校におきまして新聞を活用した教育活動が行われております。

県といたしましても、新聞を適切に活用した教育活動というのは、子供たちの思考力、判断力、表現力や社会性を育むことはもちろんのこと、国内や広く世界で活躍する多くの人たちの様々な生き方などを知ることによって、我が国に誇りを持って生きていく人材を育成するといった点からも大変意義深いことであると考えておりまして、県教育委員会では、新聞活用のガイドラインの冊子、そしてこの内容をDVDに収めましたものを全ての公立学校に配付いたしております。また、複数の新聞を読み比べる、こういったことの大切さから、平成23年には地元紙である徳島新聞社と、そして平成24年には他県に先駆けまして全国紙の読売新聞、朝日新聞、毎日新聞、産経新聞、日経新聞と県立学校における新聞利用等に関する協定を締結いたしまして、複数の新聞を読み比べたり、また必要な情報を取捨選択するといった力を育成する活動を推進するという方向で、各学校では、新聞を

読み比べて感想を發表し合ったり、各紙の新聞記事を教材として活用したりする教育活動が進められているところでございます。

松崎委員

分かりました。是非大会を成功させていただきたいなと思います。だんだん活字離れというのが言われたり、マスコミの番組を通した一面的な報道なんかの中で、新聞を読まない人がだんだん増えてきたりして、一面的な物の見方、考え方だけで言うてしまう。その結果としていろいろ社会的な問題も起こっているみたいな感じも私はするわけですが、新聞を活用して、いろんな方面から、今お話のあったようなことでしっかりした授業ができたらいいなというふうに思います。私もちなみに高校時代は新聞部におりましたんで、是非この大会を成功させていただくようお願いしたいと思います。以上です。

竹内委員

最後の委員会ということで、いろいろ今年1年、耳触りの悪いことばかりを教育委員会には申し上げてきました。先ほど古田先生のほうからもお話がありましたが、これはやっぱり自民党として反論しておかなきゃいかん部分もあるなということで、先ほどの戦後の教育というものについて、これはまあ古田先生がおっしゃることも分かる部分もあります。戦前の誤った部分の反省の上に立った教育というのは非常に大事だったと思いますし、ただ、戦後の教育っていうのは、少なくとも私から見れば間違っておると。

教育基本法からして、要するに自由とか権利とか、そういうものを中心に押し立ててきた、それは戦前の反省の上に立った部分もあるでしょう。しかし、ほとんどが自虐史観的な背景の中から戦後の教育が生まれてきておることは事実でございます。あえて当時の教育が正常でなかったかっていうふうなことをいろんな文献で調べてみましたら、リンチ殺人事件を起こした宮本顕治さんという人や、袴田さんという人が網走からレッドページで返されたとか。当時の東大はそういった人たちがほとんど教師であった。そういう時代の中で、戦後の教育が全てすばらしかったなんていうのは大きな間違いです。

だから、今日のいじめとかいろんな部分の中で暗い影を落としておる。特に日教組、これぐらいひどい学校の先生はおりませんよ。憲法を守ると言いながら、天皇陛下、皇室は要らない、日の丸は絶対に許さない、そんなばかげた教師がどこにおりますか。憲法を守ると言うのであれば、当然皇室のすばらしさっていうのはきちっと子供に伝えていくべきであるし、そしてそういう中で、やっぱり日本人はすばらしいんだと。ただ日本人が悪かった悪かったっていうふうな部分ばかりを前に出してきた、そういう教育の在り方というのは、今日日本が、日本の子供たちが誇りを持って世界に向いていけない一部分であります。頑張ってますよ、子供たちは。若い人たちも頑張っている。しかし、その戦後教育のそういった罪というものも私は免れない事実であろうと。これは私をはじめとする自民党の中でも、半分ぐらいの意見であります。

教育委員会のことも問題になりました。教育委員会っていうのは現実的に戦後六十数年経って、やっぱり現実に即さない部分があるから変えようとしたわけであって、教育長が

おっしゃったように、いろいろな意見を聞いて、そしてその中で今のその最善といたしますか、戦後の中でいろいろな問題点を直すのは、こういう方法だったらこれは直るであろうっていう、ある程度試行錯誤の部分もあるかもしれません。そういう中では、教育委員会の現在までやってこられた人たちの意見っていうのは、貴重な意見として聞いていかなければならないと思いますし、それはそれで大事だと思いますけれども、今、我が日本国にとっては経済も教育も一番大切な大切な1年間です。これから1年間いろんな改革が行われると思います。それはいい部分もあるかも分からんし悪い部分もあるかも分からん。そういう部分をしっかりと、やっぱり現場の先生方がそれを乗り越えていく、そういう時期がこの1年だというふうに思っています。それほど今、急激な大きな変化が来ております。それはまさに戦後の日本の経済もそうですし、社会全体もそうでしたし、特に教育界というものが、やはり私から見れば異常であった。

徳島県は幸いにして教育が正常県、日本の中では非常に誇れる部分があります。これは皆さん方が営々として築いてこられたものだろうかと、これは大変敬意を表しておるところであります。しかし、その中でもやっぱり人権問題とか、人権と云ったら何でも許される、そして義務とか責任とか、そういうものをもっともっと教え込んでいかなければいけないのが道徳だろうと私は思います。

道徳教育は要らんのだと日教組はずっと言ってきました。共産党も言ってきました。そこに大きな日本の戦後の倫理、道徳、守らなければいけない、親を大切にせないいけない、先輩を大切にせないいけない、絶対にいじめてはいけない、そういうものがどこかに押しやられてきた感があります。自分の権利を主張して、これはできるんだ、これをさせてくれなおかしい、そういうものを殊更大きく言ってきたのが左翼であり、マスコミは朝日であり毎日だと、私ははっきりと申し上げておきます。

今、新聞を題材にしましょうと言いました。いろんな新聞を読んで悪いところもいいところもちゃんと勉強してくれるのは非常にいいことです。朝日新聞が天声人語で東大の入試に出た、それで朝日新聞の購読者がだあっと増えた。ありましたよね、戦後。だから朝日が一番いいように思っとる人がいまだにおいでになります。最近の朝日の論調なんてのはおかしいですよ。安倍総理をたたけば日本の国が良くなるんだと、そんなばかな論調をあえて書いていますよ。そういう意味では、やっぱりいろんな新聞を読んで、そしてその中で判断をしていくという先ほどのお話の中で、それは大変大切なことだなと私は思っております。

そういう意味で、私はあえて教育長にも教育委員長さんにもコメントは求めません。これは個人的な、いろんなことがあろうと思う。ただ、今置かれている日本の現状というものは、そういう大きな流れの中であって、その流れにしっかりと対応していく徳島県の教育委員会であってほしい、教師の先生方であってほしいなど、切に願っております。

もう1点、前のときのいじめの防止等のための基本的な方針について、これは先ほどの説明だと、3月中にまとめるって言ったんですかね。

増田いじめ問題等対策企画幹

はい。徳島県いじめの防止等のための基本的な方針につきましては、年度内の策定を目指しております。

竹内委員

ほかの委員さんはそれで納得されておるんかも分かりませんが、この中で、国からの方針というようなこともあると思うんですけど、県は市町村の教育委員会を指導しとる立場でしょ。僕がちょっと目を通すところが悪いんかもしれんけど、全く書かれてないような気がするんやけど書いていますか。書いとんだったらちょっと教えてほしい。

前田学校政策課長

今、竹内委員のほうから、この基本的な方針について、市町村との関係についての記載のお尋ねでございますけれども、11ページにまず1つございます。

11ページの「④ その他」としまして「県教育委員会は市町村に対し、重大事態への対処に関する市町村の事務の適正な処理を図るため、必要な指導、助言又は援助を行うことができる」というのが1点でございます。それから1枚おめくりいただきますと、12ページの「8 その他留意事項」、最後のページでございますけれども、丸の2つ目でございますけれども、「県は、市町村におけるいじめの防止等のための基本的な方針及び県立学校における学校いじめ防止基本方針について、策定状況を確認し、公表する」ということでございますので、市町村においてもこういった基本方針を策定することを求めているということでございます。

竹内委員

これだったら県立学校だけが物すごくクローズアップされていますが、市町村の小中高の中で、いじめが一番多いのはどこですか。

増田いじめ問題等対策企画幹

数字で申しますと中学校でございます。

竹内委員

やっぱり中学校っていうのは一番問題があるんですよ。自殺したり、あるいはいろんなことをしているのは中学校なんです。

だから、私これ一読しただけですが、今までの県教委の姿勢と、ここに書いとるように「その他」が、もうちょっと大事なところに書かれてもいいのではないかなと。市町村に任せるだけでなしに、そういう指導監督、特に先生に関しては県教育委員会が全部人事異動を握っとるわけでしょ。そういう面から言って、もう少し関与の度合いを強くしなければいけないんじゃないかなと思うんですけど、それはどうですか、教育長。

佐野教育長

今、竹内委員のほうから基本方針につきまして、中学校が一番多いことだし、県がもう少し関与する書きぶりがないかというお尋ねでございますけれども、そもそもこのいじめの防止等のための基本的な方針は、法が求めております。

いじめ防止対策推進法にのっとって策定しており、この市町村に関する部分は、私どもで書きとめた部分でございます。各市町村にも策定していただこうと思っております。そして最後に、前田課長も説明しましたけども、その策定情報を公表しようと思っております。そもそもそういうふうなことを策定していただいて、学校にもそういう対策の計画とか、あるいは組織をつくっていただこうと思っておりますので、これをひな形と呼ばしていただこうとは思っておりますけれども、市町村独自のものもつくっていただこうと。そしてその中で連携を深めていこうということでございます。これが全てのものを表しているわけではございませんので、一応の方針ということで、そういった書きぶりではございます。

市町村に対しても私どもとして関与あるいは調査、それからこれまでと同じように指導もしてまいりたいと考えております。

竹内委員

例えば、重大事態っていう部分がありますよね。こういう部分っていうのは一番大事な部分で、県立学校にはきちっと長々と書いとんやけど、中学生が一番いじめが多いのに、そういう部分に県教委の指導がきちっとできるのかなと、この項目でいいのかなというふうに思うんですけど。まあ書かれていなくてもきちっと指導してくれればいいわけで、そこら辺の教育長の決意を聞いておきます。

佐野教育長

10ページを御覧いただいたら、「重大事態への対処」に私立学校という項目もございます。これについては、実は教育委員会は関与してないわけですが、県の指導方針としてここに示しております。その方策として私立学校はこういうものをお願いしたいという要望もございまして、そういった意味で、大まかなことを決めさせていただいています。ただ、県立は私どもが所管しておりますのでやや詳しくなっておりますけども、決して徳島県の子供たち、小中学生、幼稚園、そういったことに対して、ゆるがせにするようなことは毛頭ございませんので、竹内委員御指摘のように、私どもとしてはいじめを絶対許さないという基本認識の下、一生懸命取り組んでいくことについては間違いございませんし、そういう方向でしっかりと取り組んでまいります。

竹内委員

私はやっぱりいじめっていうのは教育の中の一番大事な部分の中の悪い部分が吹き出してきた、病気で言えばがんのようなものだと思うんです。教育委員会だけでは当然なくて、我々議会もそうですけども、県民全体がいじめに対して立ち向かっていくというのがなければ、このいじめっていうのは、今までいろいろ出てきておってもなかなか、隠すつも

りがなくても隠されておったり、あるいは意図的に子供たちの間では隠しておったりとか、そういう部分っていうのはありますので、これもがんと一緒に早期発見なんですよ。早期発見が一番でございますので、そのために、ここにいっぱい書かれている問題が起こっていない学校を評価するのではなくて、そういうことをどんどん出してきた学校や教師を評価するんだと、そういう視点っていうのは物すごく大事だというふうに思いますので、是非これはいじめ対策等に県教育委員会挙げて取り組むと。私の個人的な考えですが、ちょっとこれに目を通しただけでは何か物足りんなという感じがいたしましたので申し上げます。

我々も教育を考える議員連盟を発足いたしました。これからも皆さんと一緒にいろんな勉強をしながら、より徳島県の教育が、今までもよかったんですが、今まで以上によくなるような、そういう方向に向かって頑張っていきたいと思っておりますし、先ほどもいろいろな言われておりますように、いろんな制度が変わろうとしております。道徳もいわゆる特別教科といいますか、そういうものにも変わろうとしております。これ非常に私は素晴らしいことだなというふうに思っております。道徳というものを大切に考えながら、それがやっぱり全体の教科に及んでいくような、そういう道徳教育の在り方っていうものを、是非徳島県独自の、今までも磨いてきましたが、それ以上の磨きをかけて頑張りたい。

この1年間、大変なことが起こってくるかも分かりませんが、微動だにせず、正々堂々と前を向いて頑張りたい。そして先ほどもお話がありましたけれども、異動の季節であります。やっぱり先生の中にも、はっきり申し上げて、ああ担任になって今年1年辛抱せなしゃあないな、私はPTA活動の中で時々そういうことを感じたこともございます。それはもう先生も人間ですから。だからそういうバランス、先生は人財、まさに教育は人であるので、そういった配置の妙というものを県教委が、今、最後の段階だと思っておりますので、是非頑張っていて、素晴らしいバランスのとれた学校、そして教育ができますように、切にお願いをして終わりたいと思っております。

古田委員

竹内委員の発言に対して、取り消していただきたい件がございます。

リンチ事件のことで宮本顕治のことを言われましたけれども、宮本顕治は12年間牢獄で黙秘権でずっと戦って、そのとき牢獄では言いませんで、裁判できちんと明らかにして、全く罪が問われなかったということで終わっています。だから間違った発言は取り消してください。

竹内委員

あれは戦後のどさくさの中で出てきたわけでありまして、裁判がきちんとできた出所ではありません。

中山委員長

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

ただいま審査いたしました教育委員会関係の付託議案については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

古田委員

昨日の議案でも、消費税増税の部分で、国に納めるのではなくて県の一般会計へ入る分は、県民に大きな負担をもたらすようなものはやめるべきだという立場から反対をさせていただきました。県の収入が少し減りますけれども、それは徳島化製事業協業組合へ新年度も約1億円の補助金などを付けているんです。そういったところの見直しをすれば、そういった減る分については確保できますので、私は第60号と第61号の消費税の上がる部分について反対をいたします。

あとは賛成です。

中山委員長

それでは、議案第60号、61号の計2件については、御異議がありますので、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

議案第60号、61号の計2件について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方は、御起立を願います。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、以上の2件は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、既に採決いたしました2件を除く議案について、採決いたします。

お諮りいたします。

既に採決いたしました2件を除く教育委員会関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、既に採決いたしました2件を除く教育委員会関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（起立採決）

議案第60号、議案第61号

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第1号，議案第11号，議案第17号，議案第58号，議案第59号，議案第80号，
議案第95号

次に，請願の審査を行います。

お手元に御配付の請願文書表を御覧ください。

初めに，請願第18号「徳島県立図書館の図書費増額について」を審査いたします。

本件について，理事者の説明を求めます。

佐野教育長

県立図書館は，文化の森に移転後23年が過ぎましたが，この間，相当額の図書購入費を投入してまいりました。現在は，県立図書館として所蔵すべき基本的な図書は，ほぼ整備できたのではないかと考えているところです。

昨今の県財政を取り巻く厳しい状況下において，当初予算における図書購入費は，平成15年度から減少傾向になっているものの，平成21年度から平成24年度までは，他の予算額が減額となる中，3,230万5,000円を維持してまいりました。

さらに，平成25年度におきましては300万円を増額し，「未来を切り拓く人材の育成」をテーマに，豊かな感性の醸成や郷土への誇りと国際的な視野の涵養に役立つ図書，キャリアの習得やスキルアップにつながる図書を整備し，県立学校をはじめ多くの県民の方々に広く御利用いただいております。

平成26年度当初予算におきましても，本年度と同額の3,530万5,000円を計上し，引き続き，次世代の若者の育成に資する図書を充実するとともに，子供たちが初めて接する図書である絵本などを重点的に整備してまいります。

県教育委員会といたしましては，今後とも図書購入の予算確保に努めるとともに，運営に更なる工夫を凝らし，県立図書館の役割を十分果たしてまいりたいと考えております。

中山委員長

理事者の説明は，ただいまのとおりであります。

本件は，いかがいたしましょうか。

（「継続」と言う者あり）

（「採択」と言う者あり）

それでは，意見が分かれたので，起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本件は継続審査とすべきものと決定することに賛成の方は，御起立を願います。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって，本件は継続審査とすべきものと決定いたしました。

次に，請願第19号「県西部の県立高等学校への看護師課程の設置について」を審査いたします。

本件について、理事者の説明を求めます。

佐野教育長

県西部におきましては、生徒数が急激に減少しており、今後もその傾向が続くことが予測されているほか、実習受入れ可能となる病院が少ない上に、広く分散している状況にあります。

このようなことから、一定の進学希望者の確保、母性看護学をはじめとする臨地実習施設や医師など多数の外部講師の確保、専門職員の配置や施設整備に必要な財源の確保など、設置に向けては非常に厳しいものがあり、このため、高校再編を進める県西部の2つの地域協議会におきまして、看護師養成課程の設置は難しいとの旨の報告をそれぞれいただいているところであります。

また、新たに県内の2大学でも看護師養成教育が行われており、看護師の供給が増加しておりますとともに、保健福祉部におきましても修学資金貸付事業の実施など、県内定着率の向上に向けた取組が進められていることから、今後、このような状況を慎重に見極める必要があると考えております。

中山委員長

理事者の説明は、ただいまのとおりであります。

本件は、いかがいたしましょうか。

（「継続」と言う者あり）

（「採択」と言う者あり）

それでは、意見が分かれたので、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本件は継続審査とすべきものと決定することに賛成の方は、御起立を願います。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本件は継続審査とすべきものと決定いたしました。

次に、請願第32号「高校再編における校地の選定について」を審査いたします。

本件について、理事者の説明を求めます。

佐野教育長

阿南市地域における高校再編につきましては、平成24年2月、新しい学校の設置場所、設置学科、再編統合時期などを含む高校再編計画骨子案を策定いたしました。その後、実施しました地域説明会と意見募集において、様々な御意見をいただいておりますので、引き続き、県教育委員会といたしましては、新高校が地域の子供たちの期待に応えられる学校となるよう、教育を受ける子供たちの視点に立って、高校再編計画案の策定に向け、慎重に検討してまいりたいと考えております。

中山委員長

理事者の説明は、ただいまのとおりであります。

本件は、いかがいたしましょうか。

（「継続」と言う者あり）

それでは、本件については継続審査とすべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本件は継続審査とすべきものと決定いたしました。

次に、請願第47号、請願第56号の「阿南工業高校の校舎新築について」は、趣旨同一でございますので、一括して審査いたします。

本件について、理事者の説明を求めます。

佐野教育長

阿南工業高等学校をはじめとした県立高等学校は、その多くが災害時の避難場所に指定されており、地震発生時の生徒の安全確保はもちろんのこと、地域住民の避難所としての役割を果たすことから、学校施設の耐震化を計画的に推進しております。このため、従来の改築事業や耐震改修事業に加え、耐震補強と同時に内外装のリニューアル等も行う大規模耐震改修事業も実施しているところです。

阿南工業高等学校の現在の施設面を見ますと、古い校舎が多く、一部の建物を除き耐震化ができていないことは認識しております。同校におきましては、格技場の大規模耐震改修工事及び敷地北側の校舎の大規模耐震改修設計を今年度を実施したところであります。残る校舎におきましては、同校の将来像を見据え、また、耐震診断の結果に加え、建物の老朽化の程度や様々な手法による費用対効果を踏まえて耐震化を検討していくことが重要だと考えております。

中山委員長

理事者の説明は、ただいまのとおりであります。

本件は、いかがいたしましょうか。

（「採択」と言う者あり）

それでは、本件については採択とすべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、以上の2件については、採択とすべきものと決定いたしました。

次に、請願第48号の2「ひとりひとりを大切に作るゆきとどいた教育について」を審査いたします。

本件について、理事者の説明を求めます。

佐野教育長

①小学校1・2・3・4・5年生，中学校1年生に続き，小学校6年生，中学校2年生でも早急に35人学級を実現することにつきましては，学力向上やいじめ，不登校問題への対応，さらには特別な支援を要する子供への対応など，学校の抱える課題が複雑，多様化する中，子供たちがこれまで以上に生き生きとした学校生活を送り，確かな学力を身に付けるためには，教員が子供と向き合う時間を確保し，一人一人に対するきめ細やかな指導を推進していくことが重要であると考えております。

これまで，本県では，国に先駆けて35人を上限とする少人数学級編制を段階的に導入してまいったところであります。まず，学校生活に不慣れであり，以後の学校生活に対する影響が非常に大きい小学校1，2年生については，平成16年度の入学生から導入を開始いたしました。平成20年度には，複数の小学校からの入学や教科担任制への移行などにより，学習，生活環境が大きく変化する中学校1年生を対象を拡大しております。その後，平成23年度に小学校3年生，平成24年度に小学校4年生，本年度には小学校5年生を対象に加えることにより，着実にきめ細やかな指導を推進してまいりました。

平成26年度につきましては，さらに小学校6年生を対象に加え，小学校1年生から中学校1年生までの連続した全ての学年において少人数学級を実施することにより，本県教育体制の更なる充実を図ってまいりたいと考えております。

②就学援助の拡充や高校生に対する給付制の奨学金制度を創設することにつきましては，就学援助制度は，経済的理由によって就学が困難な小中学校の児童生徒の保護者に対して，国の補助を受けて市町村が主体となり，学用品費や修学旅行費などの援助を行うものであります。

平成22年度から要保護児童生徒に対する就学援助について，新たにクラブ活動費や生徒会費などが国庫補助の対象に付け加えられております。このことにつきましては，市町村教育委員会に対し，国からの通知を連絡しているところでございますが，今後とも市町村が就学援助に関して適切な対応ができますよう国からの情報をしっかりと伝えてまいります。

また，高校生に対する給付制の奨学金制度の創設につきましては，全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう，授業料以外の教育費負担を軽減するため，国において，奨学のための給付金制度が創設されました。本県におきましても，国の制度にのっとり，平成26年度から奨学のための給付金を支給してまいります。

③小・中学校の給食費無償化を国に働きかけることにつきましては，成長期にある児童生徒が食に関する正しい理解と適切な判断力を養い，正しい食事の在り方を体得するとともに，食事を通して好ましい人間関係を育成するために，学校給食の充実と普及を図ることは大変重要であると考えております。

また，国においても学校給食は各学校における教育目標を実現するための重要な役割を果たすものであり，学校における食育の推進に高い教育的効果が期待できる生きた教材として積極的な活用を進めているところです。

学校給食法では，調理のための施設設備に要する経費や調理員の人件費等については，

学校給食の実施者である市町村が負担し、食材費など、それ以外の学校給食に要する経費については、保護者が負担することになっております。また、経済的理由により就学が困難であると認められる児童生徒の保護者に対して、国及び市町村が学校給食費を援助する制度が定められています。

県教育委員会といたしましては、今後とも安全で安心な学校給食が実施できるよう努めてまいりたいと考えております。

④定時制課程の募集目標数（定員）を増やすことにつきましては、定時制課程は、働きながら学ぶ生徒に加え、中途退学や不登校により新たな学習の場を求めている生徒や生活スタイルに合わせて自主的に学びたい生徒など、多様な生徒の教育を行う役割を担っており、県下に6校設置されているところであります。

募集目標数につきましては、これまでの受検者数や入学実績などを考慮し設定しているところであり、定時制課程の受検状況を見ますと、近年、一般選抜におきましては、募集目標数に対し受検者数が下回っている状況であります。

県教育委員会といたしましては、過去の入学実績や生徒数の増減などを踏まえながら、適切な募集目標の設定に努めているところであります。

中山委員長

理事者の説明は、ただいまのとおりであります。

本請願項目は4項目ございますので、それぞれの項目ごとに採決いたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

まず、請願第48号の2のうち、①小学校1・2・3・4・5年生、中学校1年生に続き、小学校6年生、中学校2年生でも早急に35人学級を実現することについては、いかがいたしましょうか。

（「継続」と言う者あり）

（「採択」と言う者あり）

それでは、意見が分かれたので、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本件は継続審査とすべきものと決定することに賛成の方は、御起立を願います。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本件は継続審査とすべきものと決定いたしました。

次に、請願第48号の2のうち、②就学援助の拡充や高校生に対する給付制の奨学金制度を創設することについては、いかがいたしましょうか。

（「継続」と言う者あり）

（「採択」と言う者あり）

それでは、意見が分かれたので、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本件は継続審査とすべきものと決定することに賛成の方は、御起立を願います。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本件は継続審査とすべきものと決定いたしました。

次に、請願第48号の2のうち、③小・中学校の給食費無償化を国に働きかけることについては、いかがいたしましょうか。

（「継続」と言う者あり）

（「採択」と言う者あり）

（「不採択」と言う者あり）

それでは、意見が分かれたので、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本件は継続審査とすべきものと決定することに賛成の方は、御起立を願います。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本件は継続審査とすべきものと決定いたしました。

次に、請願第48号の2のうち、④定時制課程の募集目標数（定員）を増やすことについては、いかがいたしましょうか。

（「継続」と言う者あり）

（「採択」と言う者あり）

それでは、意見が分かれたので、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本件は継続審査とすべきものと決定することに賛成の方は、御起立を願います。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本件は継続審査とすべきものと決定いたしました。

以上で、請願の審査を終わります。

【請願の審査結果】

継続審査とすべきもの（起立採決）

請願第18号，請願第19号，請願第48号の2①②③④

継続審査とすべきもの（簡易裁決）

請願第32号

採択とすべきもの（簡易採決）

請願第47号，請願第56号

これをもって、教育委員会関係の審査を終わります。

次に、お諮りいたします。

委員長報告の文案はいかがいたしましょうか。

（「正副委員長一任」と言う者あり）

それでは、そのようにいたします。

次に、当委員会の閉会中継続調査事件について、お諮りいたします。

お手元に御配付しております議事次第に記載の事件については、閉会中に調査することとし、その旨、議長に申し出たいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

本年度最終の委員会でございますので、一言御挨拶を申し上げます。

本委員会の審査に当たりまして、委員各位におかれましては、この1年間終始御熱心に審議をなされ、また委員会の議事運営に格段の御協力をいただきましたことを深くお礼申し上げます。ありがとうございます。

おかげをもちまして、委員長としての重責を大過なく全うすることができました。

これもひとえに、委員各位の御協力の賜であると心から感謝申し上げます。

また、理事者各位におかれましても、11月定例会で、我々委員会の中から要望を出しました理科教育等設備整備事業の迅速な対応のほか、常に真摯な態度をもって審査に御協力いただきましたことに、委員を代表して深く感謝の意を表する次第でございます。誠にありがとうございます。

この際、1点要望をしておきたいと思っております。

午前中の藤田委員の質問にもありましたように、鳴門渦潮高校をスポーツに特化してこれからも取り組んでいくという御提案でございます。これから全国的に鳴門渦潮高校の選手たちがフィールドを駆け巡る姿を切に祈念いたしておりますが、ちょうどもうすぐ春の選抜高校野球が始まります。22年ぶりの古豪復活ということで、池田高校が春の選抜に出場いたします。おそらく池田高校におかれましては、全校挙げて盛り上がっていることだと思います。高校野球というのは、地域によって、例えば古い時代からいけば海南高校、また新野高校、そして徳島商業もそうです。小松島高校、小松島西高校もそうです。やはり地域を元気にしてくれます。

したがって、これからはおそらく渦潮高校が一番強くなるのかもしれませんが、その辺のところ、やっぱり全ての県下の高校のレベルアップをしていただいて、指導者の育成を最重点課題として取り組んでいただきまして、偏在することのないように、そしてより高いレベルで競技力の向上に向けて取り組んでいただきますよう要望しておきます。

審査の過程において表明されました委員の意見並びに要望等については、それぞれ十分尊重していただき、今後の教育行政の推進に反映されますよう強くお願い申し上げます。

終わりに当たりまして、報道関係者各位の御協力に対しましても、深く謝意を表する次第であります。ありがとうございます。

時節柄、皆様方におかれましてはますます御自愛いただきまして、それぞれの場で、今後とも県勢発展のため御活躍をされますよう祈念いたしまして挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

松重教育委員長

教育委員会を代表いたしまして、一言お礼を申し上げたいと思います。

中山委員長様、それから岡副委員長様をはじめ各委員の皆様方におかれましては、この1年間の御審議を通しまして、数多くの貴重な御意見や御指導を賜りまして、心から感謝しております。お礼を申し上げる次第であります。

皆様方からいただきました御意見や御指導を十分肝に銘じまして、本県教育の基本目標「とくしまの教育力を結集し、未来を創造する、たくましい人づくり」の実現を目指して、私ども教育委員と教職員が一丸となって、県民の皆様が目線に立ち、改革に挑戦する気概を持って、教育施策の推進に努めてまいり所存でありますので、今後とも引き続き御指導、御鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。

一言、私のほうからもコメントさせていただきます。

今日の議論、一連の県議会の議論でも、学力、スポーツ、それからいじめの問題、全てこれは親、心の問題であるし、地域、全部が立ち向かっていかなければいけない事業だと思えます。これは当事者だけでなく、地域、そういったふうなところが一丸となった体制づくり、それから協力が必要だと思えます。そういった面では、教育は人の根本をつくるという意味でありますけど、これは県自体の活性化にも非常に関与することでもあります。教育委員会としては皆様の御意向も踏まえて最善の努力をこれからもしっかりとしたいと思います。どうぞ御指導のほどよろしく申し上げます。

最後になりますけど、委員長様、それから副委員長様、委員の皆様方の御健康と、今後ますますの御活躍を御祈念申し上げまして、簡単ではございますけど、お礼の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

中山委員長

これをもって、文教厚生委員会を閉会いたします。（14時45分）